

## 令和7年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和7年3月6日 午後0時51分 開 議

### 出席委員

委員長	岡崎 勉
副委員長	石澤 広人
委員	矢口 龍雄
委員	佐藤 文雄
委員	小座野 定信
委員	設樂 健夫
委員	櫻井 繁行
委員	小倉 博
委員	久松 公生
委員	櫻井 健一
委員	鈴木 貞行
委員	服部 栄一
委員	鈴木 更司
委員	塚本 直樹
委員	井出 有史

### 欠席委員

なし

### 出席説明者

保健福祉部長	羽成 英明
保健福祉部理事	川原場 宗徳
産業経済部長	貝塚 裕行
社会福祉課長	山口 浩史
子育て支援課長	関克明
健康増進課長	渡邊 有美
農林水産課長	篠崎 政彦
地域未来投資推進課長	石毛 一朗
観光課長	猪俣 直宏

### 出席書記名

議会総務課	鴻巣 智子
議会総務課	川原場 智子

情報政策課 菅谷知央  
学校教育課 橋口真侑

---

## 議事日程

令和7年3月6日（木曜日）午後0時51分 開議

### 1. 議案等の審査

- (1) 議案第13号 かすみがうら市手話言語条例の制定について
- (2) 議案第27号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第28号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第37号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- (5) 議案第38号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）
- (6) 議案第39号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- (7) 議案第42号 令和7年度かすみがうら市一般会計予算
- (8) 議案第43号 令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- (9) 議案第49号 財産の無償譲渡について

---

開会 午後0時51分

○岡崎 勉委員長

皆さん改めましてこんにちは。

連日慎重審議大変ご苦労様でございます。今日も引き続きよろしくお願ひします。

ただいまの出席委員は15名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それではただいまから令和7年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

はじめに、昨日の続きになりますけれども、議案第37号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

それでは、議案第37号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案集56ページ、議案概要書28ページになります。

農村環境改善センターにつきましては、施設の有効活用を図るため、民間活力による活用を進めてまいりました。昨年12月に公募し、令和7年1月のプロポーザル審査会において、ワールドアプレイザルジャパン株式会社が優先交渉権者に決まりましたことから、施設の民間活用を進めるため、当該条例を廃止するもので、施行日を令和7年4月1日とするものでございます。

あわせて、農村環境改善センターの名称を引用している関連条例についても、あわせて改正をするものとなってございます。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

部長から説明あったんですけれども、これは基本的には議案第 49 号ありきの設置管理条例の廃止になってくると思うんですけれども、これは総務部のほうの話かも知れないとされども、内容を審議する前に、上位法の条例を先に廃止をするものが上がってくるというのは、何か順番的に議論が逆になってしまふような気がするんですけども、この点、出し方としていかがですかね。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

この議案第 37 号につきましては、廃止する条例ということで、次の議案第 49 号が無償譲渡ということなんすけれども、この点につきましては、関連もございますけれども、まず農村環境改善センターについては現在休館という対応をとらせていただいておりますので、今回この議案第 37 号で公共施設としてではなくて普通財産として、今後活用を検討していくという前提に立って、その上で、今回公募したことから、議案第 49 号も上げさせていただいているというような順序で考えて提案をさせていただいております。

○櫻井繁行委員

使用目的が変わるというところですので、議案第 49 号の賛否云々なくして、基本的には農村環境改善センターの条例を廃止するということで理解をすればよろしいですよね。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

そのように考えております。

○岡崎 勉委員長

ほかにご質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 49 号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

議案集のほうが 106 ページから 107 ページ、議案概要書のほうが 48 ページから 49 ページになります。

本件につきましては、公募の結果、優先交渉権者であるワールドアプレイザルジャパン株式会社から、施設及び土地について無償譲渡の要望がございました。市といたしましては、今後、施設を整理する際の補助金返還、施設の解体費用などの経費が不要となり、一方で固定資産税の収入も見込まれるとともに、民間の活力による交流人口の拡大、地域の活性化に資する取組、さらには地域貢献、こういったことが期待されることから、総合的に判断いたしまして、無償譲渡を進めるというものでございます。

説明は以上でございます。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

○小座野定信委員

これを改修して、ホテルにするということでしたよね。そうすると、地方税法で、当然これはホテルに改修するんでしようけれども、かなり大きな改修になると思います。そういったときの固定資産税、どういうふうになってきますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

お答えいたします。

固定資産税につきましては、建物につきましては、年額でいうと約65万円、土地につきましては約16万円で、年間82万円程度の収入があると見込まれます。

○小座野定信委員

確か建物は改修の仕方によって評価が変わってくるでしょう。でもこれ、もう固定資産税てるわけか。それはどういうことか。

○観光課長（猪俣直宏君）

お答えいたします。

現在の建物の段階で、うちの税務課で評価をしたものがこの金額となります。ですので改修しましたら税額が変わると思います。今、参考の段階の金額を提示させていただいて…

[「そこまで説明してくれなければ、こういう単純な質問になっちゃうべよ」と呼ぶ者あり]

○観光課長（猪俣直宏君）

はい。すみません。

○小座野定信委員

終わります。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

地域の人達がよくここで、会議を開いていたり、あとは避難所として使っていることがあるんですが、その点はどういうふうになっていますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

地域の区長会等、また地域の支館等で年に4回ほど会議を開いておりました実績が令和5年度ございますが、そちらにつきましては、現在地域の集落センター等を活用することとして協議をしているほか、歴史博物館の脇にございます研修室を活用することで、教育委員会とも協議は進んでおります。

また、避難所につきましては、現在指定避難所になっておりますが、新たに新年度に入りまして、歴史博物館の隣の研修室が指定避難所になるほか、また、民間が活用した場合も、有事の際は開放していただけるというお話を聞いております。あと、交流センターも指定避難所になる予定でございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○鈴木貞行委員

この平面図のところなんですが、借地に当たります①②③④があると思うんですけども、前はこれ

を市で買って、というようなお話をあったと思うんですが、ここは市で買って、それも無償譲渡するような感じなんですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

この黄色い色が入った民地につきましては、このワールドアプレイザルジャパン株式会社と地権者のほうで、民民で土地の売買をする予定でございます。市のはうは買う予定はありません。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○櫻井繁行委員

せっかくこれ補足資料作っていただいたので、事前に配布されてなかつたものですから、無償譲渡ということで、7000万円から評価額のあるものの無償譲渡ですので、補足説明をしていただいてよろしいですか。

[「解体費用から説明してよ」「幾らかかると」と呼ぶ者あり]

○観光課長（猪俣直宏君）

はい。それでは資料の中段でございますが、費用面についてというところに記載がございます。まず解体した場合…

[「資料をせっかく作ったんだから説明、上から」と呼ぶ者あり]

○観光課長（猪俣直宏君）

わかりました。

一番上に書いてありますのが議案概要書と同じ評価額を記載してございます。黒い丸ですが、国、県との事前協議結果といたしまして、この農村環境改善センター施設を処分するにあたつての事前協議をすでにしておりますが、無償譲渡及び無償貸付の場合、農村環境改善センターについては、長期利用財産、市が長期に利用した財産ということで、その財産を地域活性化等を図るために処分を行うものと認められる、という国から回答をいただいておりますので、補助金の返還は不要でございます。

有償貸付の場合、当時施設建設に対して国から2分の1の補助を受けているため、貸付額の2分の1を国に納める必要がございます。仮に年間120万円で貸した場合は、年間60万円が国への納付ということになります。有償譲渡の場合は、譲渡契約額、残存簿価、また時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率2分の1を乗じた金額を納付するということで、先ほど申しました評価額約4700万円の2分の1、約2300万円を返還することになります。

費用面につきましてですが、解体した場合、直近で、旧霞ヶ浦保健センターが鉄筋コンクリート造ですので、延べ床面積694平方メートル、設計工事価格が約1億1000万円、上記を参考に農村環境改善センターが約1,200平方メートルの延べ床面積ですので、単純に面積比較しますと、解体工事の設計価格は約2億円となる試算となります。補助金返還額につきましては、先ほど説明したとおり、約2300万円となります。

あと、市が活用するとした場合は、もうすでに老朽化しておりますので改修工事が必要となります、農村環境改善センター利活用基本調査を令和3年度に実施したときの試算によりますと、1平方メートル25万円と試算して約3億円の改修工事がかかるとなっております。固定資産税の収入見込み額についても先ほど説明させていただいたとおりでございます。

○櫻井繁行委員

令和6年7月22日の産業建設委員会の資料をちょっと確認したんですけども、施設敷地、この市の所有地って6筆になっていたと思うんですよね。ブルーの部分なんですかね、これ、5,509.13平方メ

一トル。ただ、議案集 106 ページを確認すると土地が、ほか 9 筆だから、これは 10 筆に分かれているような気がしているんですけども、面積の数も多少違うんですが、この辺のとらえ方をご説明いただけますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

お答えいたします。

この資料につきましては、測量前のデータでございまして、現況道路も、この別途写真で見えるように、実際の道路と改善センターの敷地が若干ずれている状態でございます。こちらは今年度 9 月に補正予算をとらせていただきまして、測量及び分筆業務を今進めているところでございます。最終的に議案概要書に載せさせていただいた面積が、測量後の面積となります。当時は道路も農村環境改善センターも市の土地ですので、分筆等をやっていなかったということでございます。

○櫻井繁行委員

これ、そうするとこの議案第 49 号の議案集のほか 9 筆というのは、訂正が入るわけですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

今測量しまして、境界立会も終わりておりますので、正式にはこの青い部分が若干ずれた図面になると思います。最終的に、申し訳ありません、この図面と違う図面に、面積がなった場合、市の面積は 5,417.79 平方メートルとなります。図面はまだちょっと作成がしておりません、申し訳ありません。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1 時 0 分]

○岡崎 勉委員長

再開いたします。 [午後 1 時 10 分]

○観光課長（猪俣直宏君）

この資料につきましては、前の資料の地図を添付してしまいましたので、改めて、違う資料に替えさせていただきたいと思います。議案集の面積、筆数が正しいデータでございます。

○岡崎 勉委員長

ほかに質疑はございませんか。

○櫻井健一委員

有償貸付の場合は 120 万円のうち 60 万円返還ということなんですねけれども、これはもうずっとこの条件だと払うのかということと、契約の中で、絶対この無償譲渡というのは絶対条件だったのかなということをちょっとお聞きしていいですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

お答えいたします。

国へいつまで払い続けるかというのは、この建物の財産処分制限期間があと 20 年ございますので、あと 20 年払う必要がございます。仮に 20 年間貸した場合ですが。この建物が当時 2 億 30 万円で、建築されております。2 億 30 万円の半分を補助でもらっておりますので、国へ納付する上限はその額となります。

あと、契約が無償譲渡がありきだったということはないのですが、貸出で公募をしたところ、相手側が無償譲渡を希望されたという、そこからこのような流れになってございます。

○櫻井健一委員

ということは、無償譲渡じゃなくて貸付けいいよということであれば、そういう交渉も今残っているという選択肢ではあるということだと思うんですけども。もう終わっちゃったんですか。

それと、今 20 年間、そういう契約が残っておるということなんですけれども、経営がもしうまくいかなくて、転売みたいなことに対しての対策などを教えていただけますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

お答えいたします。

すでに基本協定は結ばせていただいておりますが、その中でも財産処分制限期間中は、そういった転売とか、そういうことに対しては市が許可をしなければならないということをうたっておりますので、基本的にはできない形となっております。この議会の後にも契約となります、その時もそこは強くうたっていきたいと思っております。

○櫻井健一委員

その 20 年間はそういう契約ということなんですが、その後、以前も申し上げましたけれども、茨城百景とかに選ばれている場所であって、僕はこれを市の財産としてすごく大事なものだと考えているんですけども、それがまた、第三者、第四者とかって、どんどん転売とかって、他の目的になっていくことをすごく懸念しているんですけども、そこに対して、20 年後に関しても、何か対策が続くのか、もうそこまでしか考えていないのか、僕たちがそこまで生きていなかもしれないんですけども、ちょっと気になるので教えていただけますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

協定や契約上は、処分制限期間までが、ほかのことには、ということがあります、歩崎は水郷筑波国定公園内ありますし、自然公園法でも縛られておりますので、変な色を使うとか、そういうのもできない条件の地域となっておりますので、20 年後もそういうことはないと思っております。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

今言われた、水郷筑波国定公園、法の縛りといいますか、それについてちょっと今の段階でわかっていることは教えてもらえますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

歩崎は水郷筑波国定公園内の第 2 種地域というところに位置しますが、まず傾斜が 30 度以上ですと、建築物が建てられない。あと、建物の色を赤とか黄色とか、そういう原色的な色は使ってはいけないという条件が一番大きな条件となっております。

○設楽健夫委員

譲渡に関する自然公園法に関わるものというのは、特にこの今言われた内容ありましたけれども、そのほかにはもうないですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

今把握しているレベルではそこが一番の条件でございます。あと、木の伐採なども、自然公園法内は県へ届け出る必要があります。

○櫻井繁行委員

公募の段階の話なんですけれども、産業建設委員会にもともと資料が上がったのは確か令和 6 年、当初は 9 月に公募をかけるようなプロポーザルの予定だったと思うんですけども、これ実際には 12 月って大分遅れているんですよね。年度当初に合わせるということがあって、急ピッチで 12 月からここまでばっと進んできている気がするんですけども、この要因を教えていただけますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

お答えいたします。

それは、先ほど申しましたように測量をする必要がございまして、最初、道路が敷地内に入っているということが判明していなくて、そこが判明したものですから、まず境界の分筆等の委託をしたのが遅れた原因でございます。

○櫻井繁行委員

民間活力を導入すると全員協議会でも、ご説明が課長からあったんですけれども、基本的には僕はすごく賛成なんです。あそこの施設を使って有効活用していただけるという。ただその無償譲渡というところが、やはり多少慎重に考えなきやいけないのかなというところがあったんですけれども、無償譲渡することが市にとっての最大のメリットになってくるのかな。基本的にこの補足資料がなかったので、数値的なところの判断が、正直言うと今日までついていなかったのが現状なんですね。

そういった中で、無償譲渡をして、そうはいっても固定資産税をいただいて、最終的には解体費のほうは民間企業のほうでお願いできるので、その分の市の持ち出しがないだけでもいいというか、その間には交流人口の増加とか、観光振興に繋がるってこともあるんでしょうけれども、そういった考えを持ってればいいんですかね。もう一度ご説明いただけますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

今、委員がおっしゃったとおり、市でも、財政面としても負担が少なくなる。また、国、県に協議した段階でも、こういうふうに地域活性を図るために民間が活用するという点では、補助金の返還も発生しない。また、民間の活力によってこういう宿泊施設をオープンしていただきますと、周りにも経済的にも波及効果が生まれ、かすみキッチンの夜のオープンも可能性が出るとか、最近おにぎり屋とかがオープンしていますが、朝食も連携できるとか、地域にも波及があると判断して、こういう形にした次第でございます。

○櫻井繁行委員

この施設含めて、確か昭和34年、旧出島村のときに、国定公園の指定を、この地域というのは受けていると思うんですよね。そのあと、昭和50年代にかけて農村環境改善センターができたと。

僕は千代田地区のほうですけれども、そういうふうな情報しかないんですけれども、そういった意味で、これは住民説明会も行ってもらったと思うんですけども、地域の方の反応というのはいかがなんですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

先日3月1日に地域説明会をさせていただきまして、質問等は、市民の方からもいろいろいただきましたが、全体的には概ね反対という意見はございませんでした。

○櫻井繁行委員

最後にしますけれども、やっぱり気になるのは協定関係ですよね。基本協定がどういうふうな形で、締結をしていくのかというところが、もちろん、いろんな体験ホテルの事業を全国展開している企業なので、しっかりとしているということはあると思うんですよね。委員会なんかでも視察に行ってもいいと思うんですけども、ただ、やはり1つ保険としてしっかりと協定を結んで、最終的にその施設をどういうふうな形で、さっきちょっと話したように、基本的には旧出島村のシンボルのような施設だったわけですよね、基本的には。今日旧出島村出身の委員いっぱいおられますから、いろいろ質問していただきたいと思うんですけども。

そういった中で、それが何か負の遺産になってしまうというのがやっぱり問題だなと思っていて、やっぱり賛否で判断する以上は、そういうところもしっかりと加味しなきやいけないと僕は思うんですけども

ども。だから基本協定も含めてしっかりと取り組んでいただきたい。解体の、最後の、言い方が悪いかも知れないけれども後始末をどういうふうにしていくのかというところまで、しっかりとうたつたものにしていただきたいと思うんですけれども、協定書なんか、もしよければ提示をしてもらいたいと思いますし、その点いかがですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

協定はすでに締結しておりますので、契約の段階でも、先ほど言われたような、いろいろな転売の防止も含めて、そういう点はしっかりと契約条項にうたっていきたいと思っております。

また、歩崎地区につきましては、歩崎観音が茨城百景第1号認定の場所でありますし、ワールドアプレイザルジャパン株式会社も、その辺は重々認識した上で展開していきたいということを言っておりますので、市も今後も民間と連携しつつ、観光地域振興に資する取組をしていきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

答弁なかったんですけれども、解体、最後の部分のところを、ちょっとそこの答弁をいただきたいんですけれども。

○観光課長（猪俣直宏君）

解体につきましては 20 年後に財産処分制限期間を超えた後に、施設をどうしていくかにつきましてのことだと思いますが、その点につきましても市も関与しつつ、検討していきたいと思っております。

○櫻井繁行委員

その辺は協定書には記載はできないんですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

協定を結び終わっていますので、それは契約の際には、その辺は向こう側としっかりと検討、協議していきたいと思っております。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○鈴木貞行委員

わかっている範囲でいいんですけれども、改修の内容は、どういう感じでというのは向こうから伝えられているのかというのをちょっと聞きたいんですけれども。

○観光課長（猪俣直宏君）

プロポーザルの提案のときにも少し触れておりますが、今ある施設を 15 室に細かく分けまして、4 人室、5 人室、6 人室といった形で 15 室、全体で 89 名が宿泊できるような施設に改修すると聞いております。また、各部屋にはシャワー室もありますが、台所的なところも設置しますので、地元の食材を買って、自分で自炊して泊まってもいいですし、ということが可能な各部屋にするということを聞いております。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号のうち、産業経済部の所管に関わる部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等ございませんか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

議案第38号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）のうち、産業経済部、農林水産課及び観光課それぞれ課長から説明をさせていただきます。

○観光課長（猪俣直宏君）

それでは、議案第38号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）のうち、観光課所管の補正予算について説明させていただきます。

議案概要書は29ページ、議案集は69ページをお願いします。

歳入になります。

16款2項5目1節の商工費補助金、自然環境整備交付金167万2000円の歳入減でございます。

三ツ石森林公園ウッドデッキ改修工事に対する補助金でございますが、事業完了に伴いまして補助額が確定しましたので減額補正するものでございます。

続きまして、議案概要書は39ページ、議案集は78ページをお願いいたします。

歳出になります。

7款1項4目01の観光施設等管理運営事業、0101雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費、補正予算額は387万2000円の減でございます。

先ほどの歳入と連動しまして、三ツ石森林公園のウッドデッキ改修工事の工事費が確定しましたので減額補正を行うものでございます。

続きまして、5目01観光交流促進事業、0102観光サイクリングに要する経費でございます。159万8000円の減でございます。

国からの交付金を活用しましてサイクリング事業を実施しておりますが、今年度補助金が減額となつたこともありまして、実施事業を精査したため、減額を行うものでございます。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは観光課に対する質疑等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井健一委員

三ツ石森林公園に設置してある施設の地図みたいなものが置いてあると思うんですよ。それが結構、行くとなくてですね、ああいうのがなくなつたときに付け足しとか、そういう管理ってどういうふうになつてゐるんすか。

○観光課長（猪俣直宏君）

それは観光課の管理となりますので、今後は直営管理となりますので、その辺は滞りないように進めていきたいと思っております。

○櫻井健一委員

もう1つ、随分リニューアルされていなくて、いろんなダムだとか、いろいろそこの施設に面している、書いてあるところの場所に行こうと思ってもなかなかたどり着けないような状態になっていまして、そういう内容の精査なども併せてやっていただくと。

せつかくいい景色で、上に上がっていくと、かなり体力がないと一番上まで行くのは大変だと思うんですけれども、途中のいろいろデッキを作ってもらったりとか、整備されているのはわかっているんですけども、その案内とか導くようなマップになってくれるといいと思いますので、よろしくお願ひします。

○観光課長（猪俣直宏君）

今おっしゃられたとおり、来年度はしっかりとやっていきたいと思います。

○佐藤文雄委員

自転車環境魅力共創事業委託の件について、もうちょっと教えていただけますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

サイクリングアプリを活用して、サイクリスト向けにサービスを行っている委託業務が一部ございます。また、4市で、土浦市、行方市、潮来市と連携してやっているライドアラウンドというイベントもございます。あと、外国語、インバウンド向けにサイクリングガイドを翻訳したもの印刷しておりますが、そちらは5か国語版を当初予定しておりましたが、補助金額も国から減額となったこともあります。今茨城県が注力しております台湾語の翻訳のみを実施したということでございます。

○佐藤文雄委員

結構いろんな事業が委託の中に入っているということですね。

改めて確認したいと思います。新年度では、これに関するような予算は入っていますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

新年度でもサイクリングのアプリを使う委託業務等は入ってございます。

○佐藤文雄委員

新年度の予算のときに、詳しく説明していただいて、その分の資料なんかを用意しておいてください。

○観光課長（猪俣直宏君）

はい。わかりました。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。なお、説明を簡潔にお願いします。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

それでは、農林水産課所管の補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

まずははじめに、繰越明許費からご説明をさせていただきます。議案集63ページをお開きください。

第2表繰越明許費、上から6段目、6款1項県単土地改良事業に要する経費で、県単土地改良事業補助金を活用した安食岩坪地区農道整備工事につきまして、一部拡幅工事箇所の土地が、相続がされておらず、所在不明の相続人調査及び用地協力に係る承諾の取得に時間を要し、結果、工事の発注時期の遅れが生じたため、年度内の完了が見込めなくなうことによりまして、繰越をお願いするものでございます。

続きまして、歳出予算の補正で主なものにつきましてご説明をさせていただきます。議案集は 77 ページをお開きください。議案概要書はタブレット端末 38 ページになります。

6 款 1 項 3 目農業振興費、右の説明欄 01 農業振興事業、0101 農業振興に要する経費の減額でございます。

主な内容といたしましては、18 節負担金補助及び交付金で、新規就農者に対して支援する経営開始資金補助金につきまして、令和 6 年度に新規 3 件分を見込んでおりましたが、事業活用者がいなかったことによりまして、減額をするものでございます。なお、財源につきましては、国補助金 100% になることから、歳入も同様に減額をするものでございます。

次に、2 段下の 02 有害鳥獣対策事業、0201 有害鳥獣対策に要する経費の減額でございます。

内容といたしましては、7 節報償費で、有害鳥獣捕獲におけるイノシシの捕獲頭数見込みの減、及び 18 節負担金、補助及び交付金で、農家自らの自衛対策への支援として、農地への鳥獣の侵入防止のための電気柵等の設置に伴う材料費の一部を支援する鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金につきましては、交付実績件数 21 件で、確定により減額するものでございます。なお、財源であるイノシシ捕獲経費にかかる、国、県補助金につきましては、要望額に対する予算配分が減少されたことによる減額、及び電気柵等侵入防止対策事業に係る県補助金につきましては、事業確定に伴い、それぞれ歳入も減額をするものでございます。

次に、2 段下の 6 款 1 項 5 目土地改良費、右の説明欄 01 土地改良事業、0102 土地改良助成に要する経費の増額でございます。議案概要書はタブレット端末 39 ページになります。

内容といたしましては、18 節負担金、補助及び交付金で、農業水利施設の維持管理に係る経費の中でも、エネルギー価格高騰による影響を受けやすい電気料について支援する省エネルギー化推進対策補助金につきまして、令和 6 年 4 月から 9 月までの期間を対象に、高騰した分の 7 割を支援する内容で、7 水利組合等から事業要望を受け、国の採択により増額をするものでございます。なお、財源につきましては、国補助金 100% になることから、歳入も同様に増額をするものでございます。

次にその下、0104 農地維持資源向上対策に要する経費の減額でございます。

内容といたしましては、18 節負担金、補助及び交付金で、農業者等団体による農地の保全活動や、水路や農道などの軽微な補修、また、施設の長寿命化のための更新活動を支援する農地維持・資源向上対策交付金について、要望額に対する国、県からの予算配分が減少されたことから、歳入歳出ともに減額をするものでございます。

最後に議案集 69 ページをお開きください。ただいまご説明させていただきました、歳出予算の補正の中で、併せてご説明をさせていただきました歳入予算の補正につきましては、3 段目の 16 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金の欄以降になりますのでご確認をお願いできればと思います。

説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。それでは農林水産課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 42 号のうち、産業経済部の所管に関わる部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明はございませんか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

それでは、議案第42号 令和7年度かすみがうら市一般会計予算について、産業経済部、各課長より説明をさせていただきます。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

それでは、農林水産課からご説明をさせていただきます。

まずははじめに、当課所管の歳入予算で、前年度から増減の大きいものにつきまして、予算書にてご説明をさせていただきます。

予算書23ページをお開きください。

16款2項4目1節農業費補助金、右の説明欄上から2段目、県単土地改良事業補助金で、前年度比356万2000円の減でございます。

内容といたしましては、令和7年度が事業最終年度になる農道整備の事業費に係る県補助金で、補助率は37.5%になります。

次にその下、土地改良区決済金等支援補助金で前年度比2075万円の皆増でございます。

内容といたしましては、水田を畑地化することに伴い、土地改良区の区域からの除外に係る決済金を支援する国補助金、補助額は定額上限10アール当たり25万円になります。

次に、6段目、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金で、前年度比937万5000円の減でございます。

内容といたしましては、新規就農者支援に係る国補助金、補助率は100%になります。

歳入予算は以上でございます。

続きまして歳出予算になります。当課所管の歳出予算につきましては、事業概要説明書、タブレット端末36ページから41ページ、予算書は85ページ中段以降から、89ページ上段までの5款1項3目の農業振興費、01農業振興事業から、3項1目の水産業振興費、01水産振興事業までになります。歳入予算同様、前年度から増減の大きいものにつきまして、事業ごとにご説明をさせていただきます。

事業概要説明書はタブレット端末36ページ、予算書は85ページをお開きください。

下段3目農業振興費、右の説明欄01農業振興事業でございます。

事業概要説明書の事業費内訳表の1段目、農業振興に要する経費で、前年度比814万8000円の減になります。

主な内容といたしましては、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金で、新規就農者への支援に係る補助金で、補助交付期間の満了に伴い、交付件数の減によるものでございます。令和6年度におきまして、6件が交付期間終了を迎えることから、令和7年度は3件の交付を予定してございます。

また、新規事業といたしまして、かんしょ生産拡大支援事業補助金で、本市の主要作物の1つでありますかんしょの生産量の増加を図るとともに、ふるさと納税の返礼品の中でも人気の高いかんしょの加工品の原材料の確保により、ふるさと納税額の増額の一助になればと考えてございます。支援内容といたしましては、新規に作付した農地において生産されたかんしょを、ふるさと納税返礼登録事業者、または、市内のかんしょ集荷事業者に出荷することを要件といたしまして、10アール当たり5万円を交付するもので、4ヘクタール程度を見込んでございます。

次に、事業概要説明書のタブレット端末37ページ、予算書は86ページをお開きください。

下段、右の説明欄02有害鳥獣対策事業でございます。事業概要説明書の事業費内訳表の1段目、有害鳥獣対策に要する経費で、前年度比705万8000円の増になります。

主な内容といたしましては、アライグマ等の処理に係る特定外来生物等処分業務につきまして、これまで環境保全課で所管しておりましたが、行政組織改編による庁舎変更に伴い、処理施設の運営管理が困難となつたことから、農林水産課へ業務移管されたことによる増でございます。

次に、事業概要説明書はタブレット端末 38 ページ、予算書は 87 ページをお開きください。

中段、4 目農地利用対策費、右の説明欄 01 農地利用促進事業でございます。事業概要説明書の事業費内訳表の 1 段目、米政策推進に要する経費で、前年度比 1876 万 9000 円の増になります。

主な内容といたしましては、水田利活用推進事業助成金で、水田を畠地化することに伴い、土地改良区の区域からの除外に係る決済金を補助するもので、水田面積 10 アール当たり定額額上限 25 万円を支援するものでございます。穀物生産事業者及び畜産事業者において、西成井地区の水田 8 ヘクタール程度を見込んでございます。該当する土地改良区につきましては、霞ヶ浦土地改良区のエリアとなります。

次に、事業概要説明書はタブレット端末 39 ページ、予算書は下段、5 目土地改良費、右の説明欄 01 土地改良事業でございます。事業概要説明書の事業費内訳表の 1 段目、土地改良整備推進に要する経費で、前年度比 224 万 2000 円の減になります。

内容といたしましては、小規模土地改良事業補助金で、水利組合が管理する揚水機場の設備の修繕工事が完了したことによるものでございます。

2 段目、土地改良助成に要する経費で、前年度比 444 万 1000 円の増になります。予算書は 88 ページをお開きください。

主な内容といたしましては、昨年 12 月の第 4 回定例会におきまして、債務負担行為のご承認をいただきました石岡台地での国営事業における、茨城県からの貸付金の償還に係る負担金、石岡台地土地改良区未効果貸付金負担金でございます。

4 段目、県単土地改良事業に要する経費で、前年度比 934 万 8000 円の減になります。

内容といたしましては、安食、岩坪地区の農道整備について、令和 7 年度は事業最終年度になり、工事費などの事業費の減によるものでございます。

次に、事業概要説明書はタブレット端末 41 ページ、予算書は 89 ページをお開きください。

上段、3 項水産業費、1 目水産業振興費、右の説明欄 01 水産振興事業でございます。事業概要説明書の事業費内訳表の 1 段目、水産振興に要する経費で、前年度比 191 万 4000 円の増になります。

主な内容といたしましては、温暖化による水温上昇などにより、霞ヶ浦における水産資源が減少する中、新たな水産振興策として、チョウザメ養殖事業の可能性検討に向け、チョウザメ試食会委託経費によりまして、市内の養殖事業者や市内外の飲食事業者などの参集のもと、魚肉の活用やキャビアの普及啓発を図るため、試食会を実施し、調査研究をしてまいりたいと考えてございます。

また、霞ヶ浦での外来魚などの増加に伴い、水質への影響や漁業被害の軽減策といたしまして、ハクレンなどの未利用魚回収事業を県が事業主体で、霞ヶ浦漁業協同組合に委託をして実施しているところでございます。今般、回収事業に係る経費につきまして、漁船の燃料などの高騰により、漁業者負担が増加している中、霞ヶ浦漁業協同組合より県事業に係る上乗せ支援の要望があつたこと、また、行方市におきましても同様の漁業者支援を実施していることも踏まえまして、未利用魚対策支援事業負担金として、回収重量 1 キログラムに対して 10 円の支援をするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

農林水産課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言お願いします。

○櫻井健一委員

補正予算ではマイナス 209 万円ということで、去年からわなの盗難のことをお話しておりましたけども、有害鳥獣対策の中で、わなの盗難と、あと箱わなが盗難されております。もっと言えば、囲いわながすごく傷んできてしまって、その補修をしなくちゃいけないような状態で、入っても逃げちゃうような、大きな柱が抜けちゃっているような状態ありますけれども、ここについての予算ってお考えなんでしょうか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

囲いわなの修繕につきましては、年間の捕獲管理経費の中で、上乗せをさせて今回少し増額をさせていただいている状況でございます。

○櫻井健一委員

農林水産課の方も一緒に現場を見てもらっているので、鉄でできているもので傷みがひどくなっているということは把握されていると思いますけれども、やっぱり現場に溶接機を持っていって溶接するですとか、鋼材を山まで運んでいってというような作業のこともよく鑑みてもらって、予算計上をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

はい。承知しました。

○設楽健夫委員

予算書 85 ページの 1 項 3 目の農業振興費の真ん中、下段、下から 5 番目、かんしょ生産拡大支援事業補助金のお話をされましたね。ふるさと納税との兼ね合いの発言がされましたけれども、かんしょ生産拡大支援事業というのは、ふるさと納税の販売用の栽培ということを目的にして、組まれている予算なんですか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

それに限ったものではございません。

○設楽健夫委員

先ほどふるさと納税との兼ね合いの話をされたと思いましたけれども。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

生産されたもの全量がふるさと納税の原材料になるわけではございません。

○佐藤文雄委員

地域計画にも関わると思うんですけども、地域計画は令和 6 年度で一応提出される予定だと思うんですが、そこで農業の次世代人材投資云々かんぬんっていうところがありますよね。新規就農者、令和 6 年度で 6 件。令和 7 年度の予定は 3 件で、令和 7 年度でこれは終わるわけですか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

今お話の新規就農者の支援につきましては、この農業次世代人材投資資金の経営開始型補助金につきましては、令和 3 年度までに、実際のところ採択されたものが対象となってございます。それとは別に、令和 4 年度以降の採択者につきましては、経営開始資金補助金という形で、こちらも同様の新規就農者支援になりますが、最大で 3 年間の支援、年間の支援額といたしましては最大で 150 万円の支援がございます。

○佐藤文雄委員

結果的に、令和 6 年度で新規就農者が定着したかどうかを含めて、どのぐらい就農者が増えたんですか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

先ほど補正予算でちょっとご説明させていただきましたが、令和6年度に新規就農者の採択を受けたものについては、0人でございました。

○佐藤文雄委員

いや、これまでのそういう新規就農の、令和3年度どうのこうのと言っているけれども、実際にこのかすみがうら市で新規就農者と思われる、該当する方は何人になったんですかということなんですよ。実績です。何もなかったら、なかったでいいです。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

15人でございます。

○佐藤文雄委員

15人が、かすみがうら市で新規就農者が増えたという理解でよろしいですか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

今持っている私のデータ、令和元年度からになりますと、15件でございます。

1件、夫婦で認定されている方もございますので、15件16人という形で訂正させていただきます。

○佐藤文雄委員

はい、わかりました。

地域計画にこれが役に立ったのかなと思うんですが、あと有機農業に本市は力を入れているんですが、今回、特別何か有機農業についての説明も、増額の話もないんですが、どれを見ればわかるんですか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

予算書86ページになります。オーガニック推進協議会への補助金になります。

内容といたしましては有機農業を推進するオーガニック推進協議会への補助金でございまして、現在予算書に計上してございますのは、国からの補助対象経費外の備品購入費などを挙げている状況でございます。実際の国の交付金につきましては、学校給食への食材提供の経費については国の交付金の対象となりまして、令和7年度、国への交付金の要望額につきましては、800万円要望してございまして、その800万円につきましては、オーガニック推進協議会の団体の通帳に直接入金されるような形になります。

○佐藤文雄委員

これ、どこを見ればわかるのか、どれ見ればわかるのか。

[「予算書の86ページの、オーガニック推進…」と呼ぶ者あり]

わかるよ。800万円がない。直接入るからか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

はい、そういうことです。

○佐藤文雄委員

いや、力を入れているっていうので、特別な何か支援策が本市にはないのかなと思って聞いたんですけども。特別支援策はないというので、その800万円だけの話ですか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

ご説明します。

今支援という形ですけれども、国の補助金につきましては、機械とかの、そういうものについて、支援が補助金の対象外ということで、市といたしまして、生産者が共同で利用できる機械などを支援する内容でございます。

○佐藤文雄委員

いや、そういう説明もきちっとやっておいてもらいたいんだよね。つまりそれは、予算に載ってないから言わなかったということですか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

予算に載せてございます 209 万 7000 円につきましては、機械経費等になってございます。そのほか、予算書には載りませんけれども、国に要望している額が 800 万円で、その内容につきましては、学校給食に有機米とか、そういうものを提供する費用は、国から直接オーガニック推進協議会の口座に入金されるような形になります。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○矢口龍人委員

歳入のところで、土地改良区決済金等の支援補助金というお話がありますけれども、ちょっと詳しく説明いただけますか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

こちら、決済金につきましては国の補助事業で、水田を畠地化することに伴いまして、土地改良区の区域からの除外をする際に、決済金ということで、霞ヶ浦土地改良区でございましたら、10 アール当たり 28 万円の決済金がかかるわけでございますので、今回国の制度の中で、その決済金の部分を支援していただけるものですから、そちらの事業に手を挙げて進めている状況でございます。そちらにつきましては定額ではございますが、現段階で上限額といたしまして、10 アール当たり 25 万円を支援されるものでございます。

○矢口龍人委員

それで、最近に西成井地区で 8 ヘクタールって言ったのものがそうかなと思うんですけども。これ、要するに賦課金を補助してくれるということだと思うんだけれども、跡地利用の点ではどういうふうな利用促進をしているのかと、それと、要するに土地改良区のメンバーが減るということは、その分だけ負担がまた増していくと思うんですけども。その辺のところは、どういうふうに考えているんでしょうか教えていただけますか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

今回のエリアについては、メインで穀物を生産する事業者でそばを作る予定でございます。また、畜産事業者につきましては、飼料用の青刈りトウモロコシを作る予定でございます。

今、矢口委員からございましたとおり、実際のところ賦課金が減っていくというような状況、その部分はございますが、霞ヶ浦土地改良区の規定の中で、いわゆる区域から抜ける場合には、10 アール当たり 28 万円ということで、抜けられるような規定にもなってございます。そういうような状況で、今回、その 28 万円で改良区から抜けるというような形で、その支援金については改良区に納入がされますので、その部分で運営はされるかと思います。

○矢口龍人委員

非常にいい話だと思うんですよ。これ、要するに耕作放棄地になっているようなところの土地を畠地に変えて、賦課金も国で出してくるということだから、一石二鳥というか、そういう面で非常にいい話であって、今年度からだと思います。これは新規事業ですよね。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

昨年度、補正予算で一度、新生地区、あとは戸崎地区で昨年度やりまして、今回 2 年目になります。

○矢口龍人委員

そういうことで、大変にいろんな面で有効利用できるなという思いはあるんすけれども、例えば、その1区画、1ヘクタール以上とか、また地域性のこととかってあると思うんです。その辺のこの条件というのは、どういうふうな条件になっていれば、その制度が利用できますか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

制度の要件といたしましては、1品目のもので、3ヘクタールまとまったエリアという形になります。ただ、そこも完全にくっついていなければならぬものではなく、300メートル範囲の中で、3ヘクタール以上のいわゆる団地化、1品目での集積という形でそういう要件がございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○櫻井繁行委員

予算書の89ページの水産振興に要する経費の12節のチョウザメ試食会委託50万円。これも新規事業かと思うんですが、内容を少し教えていただけますか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

これは新たな試みということで、やはり現在、霞ヶ浦の水温上昇の関係でなかなか養殖もできないというところで、いわゆる陸で養殖ができる場だと考えてございます。その1つの方策といたしまして、今現在茨城県でも進めてございますチョウザメ、いわゆる霞ヶ浦流域市町村で、飼育されたチョウザメについては今霞ヶ浦キャビアということで、県のオリジナルブランドになってございます。その後押しも市でも考えていきたいと思います。

○櫻井繁行委員

確かに、近年の異常気象で、水温上昇でワカサギが獲れないというお話は、僕も聞いておりますし、また、チョウザメイコールやっぱりキャビアなので、付加価値がつくと思いますから、しっかりと令和7年度取り組んでいただきたくて、新たな地域産品になったら最高な展開になると思うので、お願いしたいと思うのと、もう1個、農林水産課から横の連携になるかもしれませんけれども、公共施設マネジメント計画、ちょうど策定になるところですけれども、小学校とかの廃校跡地利用なんかで、全国的に見るとこのチョウザメを教室の中に水槽というかビニールのもの作って、その中で養殖をしながらキャビアをとるような事例もあると思うので、その辺もうまく、新規事業と廃校施設の利活用なんかがうまく進めば、より一層いいと思いますから、新規事業として令和7年度、そういったことも念頭に入れながら取り組んでいただければと思うんですが、いかがですか。

○農林水産課長（篠崎政彦君）

今櫻井繁行委員おっしゃるとおり、他の事例では、やはり廃校利用というところもございます。私どものほうも、まだ取組はこれからということですが、そういうところも踏まえまして前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

この後、10分間だけ休憩いたしますので、暫時休憩します。 [午後 2時11分]

○岡崎 勉委員長

それでは会議を再開いたします。

[午後 2時20分]

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

お疲れ様です。

それでは、議案第42号 令和7年度一般会計予算のうち、地域未来投資推進課所管分について、ご説明させていただきます。説明につきましては、主に、令和6年度と比較し、大きく増減している事項を抜粋してご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、歳入につきまして、お手元の予算書20ページをお開きください。

20ページ上から4段目にございます、15款2項5目、特定地域づくり事業推進交付金250万円につきましては、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づきまして、本市に設立が予定される特定地域づくり事業協同組合に対する交付金でございます。

特定地域づくり事業協同組合制度は、地域人口の急減に直面している地域において、本市については、令和4年4月1日付で霞ヶ浦地区が該当となってございます。そちらの農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、国が財政的、制度的な支援を行うものでございます。この交付金の補助率は、全事業費の4分の1でございます。

次に、予算書21ページをお開きください。

上段となります。9目社会資本整備総合交付金の1点目、社会資本整備総合交付金180万円につきましては、住宅リフォーム助成事業に対する交付金で、交付率は45%です。事業規模の見直しに伴いまして、令和6年度比50%で計上してございます。

[「上限なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

説明を続けてください。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

次に、予算書25ページをお開きください。

下段にございます18款1項1目寄付金の2点目、ふるさと応援寄付金は、令和6年度比404.4%の増加を見込み、2億2000万円を計上しております。

次に予算書27ページをお開きください。

上段にございます21款3項1目貸付金元利収入は、金融機関への貸付金として700万円を計上しているものです。茨城県保証協会からの割振額が減ったため、対令和6年度比100万円減額してございます。

続いて歳出でございます。

タブレット端末の事業概要説明書の42ページをご覧ください。また、予算書は89ページ下段から、91ページ中段となります。こちらのページをお開きください。予算書89ページ下段から91ページ中段までが当課の担当でございます。

商工振興事業でございます。1点目の商工振興に要する経費では、例年実施してございます自治金融制度による信用保証料の補助や、住宅リフォーム資金助成による市内産業の振興、企業型地域おこし協力隊活動実施業務委託及び地域商工振興推進プロジェクト運営業務委託に関する経費を計上してございます。

はじめに、魅力発信プロモーション業務委託は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしまして、市の特産品や観光情報など、かすみがうら市の魅力を民間、Webメディアと連携を図り、より

広く全国に発信し、かすみがうら市の新たなファン獲得を進めるとともに、副次的効果といたしまして、特産品の販売拡大とふるさと納税の規模拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、起業型地域おこし協力隊活動実施業務委託は、本市の地域課題解決を図るため、自ら活動をし、各種実施事業において、成果の創出を目指すことに寄与することを目的といたしまして、令和5年度に登用いたしました地域おこし協力隊のうち、市内起業を目的とした4名の報酬及び活動経費を計上してございます。なお、地域おこし協力隊の起業を支援することを目的に、地域おこし協力隊起業支援補助金を計上してございます。

次に、地域商工振興推進プロジェクト運営業務委託は、地域に根差した取組を実施する民間事業者に、事業の企画提案から運営事業までを包括的に委託することにより、民間力を生かした成果の創出を目的として実施いたします。また、社員登用型の地域おこし協力隊2名の給与、活動経費などを計上しております。社員登用型の地域おこし協力隊2名は、令和6年度に登用した地域おこし協力隊でございます。

以上、令和7年度は、2つのプロジェクトによりまして、6名の地域おこし協力隊で、地域課題解決を目的に事業を遂行してまいります。なお、地域おこし協力隊の給与につきましては、総務省の制度拡充に伴いまして、1人当たりの給与、対令和6年度年額30万円増として計上してございます。

次に、特定地域づくり事業推進補助金では、歳入でも若干触れさせていただきましたが、本市に設立が予定されている特定地域づくり事業協同組合に対する補助金でございます。

特定地域づくり事業協同組合制度は、地域の人口急減に直面している地域において、総務省が進める労働者派遣事業でございます。地域産業の担い手を確保する新たな取組として、繁忙期の人手不足を解消するため、地域の仕事を組み合わせ、組合において通年雇用により、地域内外からの人材確保を図ることを目的に、特定地域づくり事業協同組合、すなわち、かすみガウガウら協同組合の設立を支援してまいります。設立当初は、農業5事業者を中心に事業が展開される予定でありますが、安定した組合運営の仕組みを作り、段階的に活動を拡大していくことができますよう支援してまいります。財政的には、事業運営費の2分の1が組合事業の料金収入で運営される事業でございまして、市の助成率は2分の1となります。市の2分の1の財政負担のうち4分の1が国費、8分の1が特別交付税措置され、実質的な市の財政負担は8分の1、約125万円となるような制度でございます。

次に、住宅リフォーム補助金につきましては、財政上の理由により事業成果を見直し、対令和6年度比50%減の400万円を計上しております。

受付方法の見直しなどを行いまして、引き続き地域経済の活性化や市民の居住環境の改善を図るため、予算の範囲内で支援を継続してまいりたいと考えております。なお、住宅リフォーム補助につきましては、上限は、100万円の事業費で10万円、10%分が、10万円の補助というような内容となっています。

次に、茨城県信用保証協会損失補償寄託金といたしまして、信用保証協会からの要請により、30万円を計上しております。なお、商工振興に要する経費の予算額が令和6年度比26.9%、2070万円の増となっております。

主な増額の理由につきましては、魅力発信プロモーションと特定地域づくり事業推進補助金の皆増による増額となっております。

事業概要説明書に戻りまして、3点目のふるさと応援に要する経費では、令和7年1月末時点の寄付額が1億8500万円となりまして、対令和5年度決算額比で195%増となっているために、実績を踏まえ対象経費を増額して計上してございます。なお、寄付件数につきましては、ふるさと納税サイトの増加によりまして、令和7年1月末時点で1万3447件、対令和5年度比211%増となっております。

引き続き、プロモーションを強化、継続することによりまして、広く寄付を募り、市内産品の魅力を

発信してまいりたいと考えてございます。

事業概要説明書は次の 43 ページになります。予算書は 91 ページになります。企業立地促進事業でございます。

企業立地促進に要する経費では、新規事業といたしまして、新産業用地基本計画策定業務委託を計上いたしました。この事業は、(仮称) 千代田パーキングエリアスマートインターチェンジの供用開始を見据え、新たな企業の受け皿としての産業用地の確保などに取り組み、企業誘致による安定した雇用の創出と地域経済の活性化を図りたいため、令和 6 年度に経済産業省の産業用地整備促進伴走支援事業の採択を受けまして、産業用地選定業務委託、こちらは一般社団法人日本立地センターなんですが、を実施しております。

令和 7 年度はその結果をもとに、基本計画を策定いたしました、その委託経費として 968 万円を計上してございます。

次に、令和 3 年度から継続しているワーケーションプロジェクトは、市の様々な課題を解決するべく、4 年間で約 50 社、約 250 人の関係人口を創出してまいりました。

財政状況が厳しい中、事業の優先順位を検討した結果、苦渋の決断ではございましたが、事業終了とさせていただきます。予算事業としては終了となります、令和 6 年度において、意欲のある市内事業者や地域おこし協力隊が地域コーディネーターとなり、霞ヶ浦湖畔でのナマズ釣りや特産のレンコン加工体験などのプログラムを作成いたしました。令和 7 年度はそのプログラムをもとに、関係人口を創出するべく事業を展開してまいりますので、ご理解ご支援のほどよろしくお願ひいたします。

また、企業立地助成金につきましては、令和 4 年度から令和 6 年度まで、3 社に対し支援をしてまいりましたが、対象企業への助成期間終了による皆減となっております。

当初予算には間に合いませんでしたが、現在数社から企業立地助成金の相談を受けている状況であることを、申し上げさせていただき、要件が整えば、引き続き固定資産税の免除、設備投資、敷地整備等助成による支援をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審査のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

その前に、小座野委員、先ほどの。

○小座野定信委員

内容変わったんですが、新産業用地、予算書の 91 ページ、0301 の中のハイフン 12 新産業用地基本計画業務委託として 968 万円ありますけれども、これは千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関係のやつですよね。というと、先ほども土木の説明の中で、スマートインターチェンジに係ることを申し上げたんですが、やはりインフラ。まずあの地域は、高速道路までは農業集落排水が入っているけれども、高速道路を越えると、現在の下佐谷地区側、あっちは下水が入っていないんですよ。以前、マツモトキヨシの計画があったときに、土浦市栗野町地区からちょうど土浦市と旧千代田町の行政界のところまでマンホールが来ているんですね。あと、それと水道、この 3 つが、それと、メイン道路。やっぱりそういうところも、こういう業者だけでなく、やはり計画をちゃんと土木部署と、関係課で集まって、やはりしっかりとやらないと、せっかく見に来ても、なんだ下水もないのかと、水道もないのかと、何か大型車両これ入れないと。そういうようなことになっちゃうと思うんですよ。

だから、この基本設計の委託でしょうけれども、そういったことも含めて、やはり見通しを持って進

めて欲しいなと思いますけれども、今のお考えをちょっとお伺いします。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

ありがとうございます。

実際、小座野委員ご指摘のとおり都市計画マスターPLANであるとか、そういったところに新産業用地ということで掲載がされているような状態ではございますが、なかなかその産業用地が進まないというところを何とかしたいという考えがございまして、今回経済産業省の支援などをいただきながら、まず調査をさせていただいたところでございます。

その中で、ある程度候補地が絞られてきました、今その業務完了の報告待ちのところです。その報告を基に今後の計画として、必ず実施していきたいというのと、次の計画に進めていければなと思っておりまして、先ほど頂戴した意見などを参考にしながら、引き続き関係部署と協力して、良い計画にできるようやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○小座野定信委員

石毛課長が担当する課だけでは、せっかく予算あげても、計画作っても、その計画も中途半端になっちゃうものね。例えば道路とか下水とか上水とか、そういった計画をびしっとできていないと。ただ本当に小さい輪の中だけの話になってしまって、もっと大きな、しっかりした計画の設計をお願いしたいなと思って。要望で終わります。

○佐藤文雄委員

また、財政事情という言葉が出てきたんですね。これはいわゆる住宅リフォーム補助金ですね。これまで伸ばしてきたんですね。300万円から500万円、500万円から600万円、800万円と。これを半分にする。かなり需要があって、千代田地区と霞ヶ浦地区のバランスが悪いとか、いろいろあったりして、結構、前期と後期に分けたりして、経済効果があったんですね。

こういう、本当に地元の商工業者の皆さん、仕事おこしの中でやれるものを半分に削るというのは、私は、これ、とんでもないと思っているんですけども。これ、何ですか、財政事情というのは、どういう事情ですか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

佐藤委員おっしゃるとおり、当課としても、総工事費、いわゆる補助金以外の部分で、実際その市民の方が、市内の事業者に支出する金額というの、令和6年度の今の見込みの、決算ではないんですけども、推計で約1億1200万円ぐらいの事業費となっております。

それに対して800万円ということで支援をした際に、本市としても非常に良いような事業ではございましたが、先ほどご指摘いただいた財政事情ということで、この補助金については、少し考えてもらえないかということで、当課としては800万円の予算要求をいたしましたが、苦渋の選択として、半額の50%計上となっております。

[発言する者あり]

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

はい、ありがとうございます。財政部署と協議をしながら、増額について検討してまいりたいと思います。

○岡崎 勉委員長

ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

それでは次で説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○観光課長（猪俣直宏君）

それでは、議案第42号 一般会計予算のうち観光課所管の予算について説明させていただきます。

初めに歳入の主なものについて説明いたします。

予算書23ページをお願いいたします。

16款2項5目1節の商工費補助金、自然環境整備交付金198万円。前年度比27万円の減になります。

こちらにつきましては、水郷筑波国定公園地域において行われる整備事業費に対し交付されるもので、交付率は事業費の45%以内となっております。この交付金につきましては雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費及び、歩崎公園管理運営に要する経費の工事費に充当を予定しております。

続きまして、予算書27ページをお願いいたします。

21款5項2目1項の納付金でございます。活性化センター指定管理者納付金81万円。前年度比6万6000円の減になります。

年度協定に基づきまして活性化センターにおける売上の2.65%を納付金として納付いただいております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の主な増減のあった経費について、ご説明させていただきます。

事業概要説明書44ページ、予算書は92ページをお願いいたします。

6款1項3目の01観光振興事業、0102シティプロモーションに要する経費でございます。予算額475万2000円。前年度比で245万7000円の増となっております。

この事業につきましては、市の知名度とブランドイメージを高めるための取組を総合的に行う事業ですが、令和7年度につきましては、特に本市のふるさと納税の寄付額増加に力を入れることとしまして、市のプロモーションとあわせまして、ふるさと納税の広告等についてもPRを行うほか、各種イベントでのPR予算を計上してございます。

続きまして、事業概要説明書は45ページ、6款1項4目の01観光施設等管理運営事業、0101雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費でございます。予算額2891万3000円、前年度比35万6000円の増でございます。

この事業は、雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の管理運営を行う事業でございます。指定管理者制度による管理から市直営管理とすることで、指定管理委託料が減額となりまして、その分施設の管理に伴う経費等を計上してございますが、予算総額が若干増となった要因としましては、自然環境整備交付金を活用しました施設のウッドデッキの改修工事費を、令和6年度と比較して増額で計上しておりますので、予算総額として35万6000円増となってございます。

続きまして、予算書93ページをお願いいたします。

0102歩崎公園管理運営に要する経費、予算額3696万2000円、前年度比2359万7000円の増となっております。

この事業は、歩崎公園、観光の里など、歩崎周辺施設の維持管理を一元的に行っているものでございます。主な経費は公園内の芝の管理及び除草、清掃に係る公園管理、観光の里などの土地借上料でございます。

増額となった主な要因といたしましては、歩崎公園芝生広場に普段は休憩所の機能を持ち、イベント時にはステージとして活用できる施設の設置を、自然環境整備交付金を活用して計画しておりますので、

その経費、また水郷園地内の、除草及び枯れ木の伐採費用等によるものでございます。

続きまして、予算書 94 ページ、0103 交流センター管理運営に要する経費、予算額 3803 万 6000 円、前年度比 372 万 9000 円の減でございます。

この事業は交流センター施設の維持管理並びに運営を実施している事業でございます。交流センターは、古民家江口屋、水郷園、歩崎桟橋などの付帯施設を有しており、指定管理者委託により運営しております。

減額となった主な理由としましては、第 3 セクターへの出資金の分が減額となったことが要因でございます。一方で、第 3 セクターはこれまで以上に地域の事業者をサポートし、稼ぐ地域づくりを行う地域商社としての機能を強化することとしまして、派遣を予定しております。生産者との連携や新たな発掘など、地域とのスムーズな橋渡しを行う役割を担い、新商品の開発や、ふるさと納税返礼品の増加にもつなげ、地域活性に資する取組を実践するものとして、委託費を計上しております。

続きまして、事業概要説明書 46 ページ、6 款 1 項 5 目の 01 観光交流促進事業、0101 観光交流促進に要する経費、予算額 2909 万 5000 円、前年度比 302 万円の増となります。

この事業は、観光協会事業や市内イベントの開催を行い、市民の交流促進と域外からの交流人口の増加につなげるものでございます。主な経費は観光協会、あゆみ祭り実行委員会、かすみがうら祭実行委員会に対する補助金でございます。

増額となる主な要因といたしましては、物価高騰等に伴い、祭りの補助金を増額したことによるものでございます。

続いて予算書 95 ページ、0102 観光サイクリングに要する経費。予算額 1347 万円、前年度比 543 万 6000 円の増でございます。

本事業につきましては、本市のサイクリング環境の魅力を PR し、観光交流人口の増加を図るため実施する事業となります。4 市で連携しまして、国の交付金を活用した、サイクリストに向けた情報発信やイベントを実施しております。

増額となる主な理由といたしましては、国、県、市町村が連携し、サイクリングロード沿いに休憩施設を整備しておりますが、令和 7 年度は本市の安飾地内において休憩所整備を予定しており、その分が増額となるものでございます。

続きまして、0103 インバウンド事業に要する経費、予算額 335 万 5000 円。前年度比 3074 万 2000 円の減でございます。

本事業につきましては、インバウンドに関連したプロモーションを行うとともに、宿泊施設のブランディングに取り組むものでございます。

減額となる主な理由といたしましては、令和 6 年度は水郷園の用地等の取得費がございましたが、その分が減額となったこと、また水郷園オープンに伴うプロモーション業務が減となったものでございます。

続きまして、0104 帆引き船操業に要する経費。予算額 374 万円で、前年度比皆増となっておりますが、生涯学習課歴史博物館より所管替えによるものでございます。

本事業につきましては、霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会と連携し、帆引き網漁法の保存継承及び、イベント等による広報活動を実施するものでございます。

説明は以上でございます。審議よろしくお願ひいたします。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○小座野定信委員

これ、サイクリング業務ですけれども、随分と予算的には大きくなっているなと思います。

この中で、歩崎地区にあるサイクリングステーション、あそこに年間でトータル何人ぐらい利用者いらっしゃるんですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

お答えいたします。

令和5年度になりますが、交流センターにいらっしゃった来客数で言いますと、2万8837名でございます。

○小座野定信委員

それはサイクリングだけで来ているわけじゃないでしょう。違うでしょう。いろんなイベントもやっていますよね、そこで。ほとんどのイベント、向こうでやっているかなと思うんですけれども、来た人まで入れての2万8837名か。

○観光課長（猪俣直宏君）

サイクリストの人数までは詳細にはわかっていないのですが、交流センターでお食事をとられたり、買い物をされた方の人数でございます。

○小座野定信委員

サイクリングをやっている人を見たことがないんだけれども、実際やってるか。

○観光課長（猪俣直宏君）

土日ですと、サイクリストの方はかなりいらっしゃっておりまして、駐車場も満杯になってしまいうような状況でございます。また、サイクリストは朝早くいらっしゃって、自分の自転車を組んで、霞ヶ浦1周とかをしてしまって、駐車場がずっと抑えられてしまうという問題もちょっと出てきております。

○小座野定信委員

あと、この歩崎公園管理に要する経費、この中で、公園管理委託が主ですけれども、やはりこのイベントを担当してらっしゃいますよね。イベントを見ますと、市内のイベントほとんどが霞ヶ浦地区でばっかりやっているんだよね。違いますか。

こっちの千代田地区でやっているやつはあるか、何か、かすみがうら祭以外に。

○観光課長（猪俣直宏君）

サイクリスト向けのイベントとしましては、ゴールデンウィークに霞ヶ浦地区の歩崎公園で、年末に雪入ふれあいの里公園を拠点として、サイクリングイベントを今年は実施しておりますが、委員ご指摘のとおり大きなイベントではないかも知れません。

○小座野定信委員

終わります。

○佐藤文雄委員

かすみがうらFCとの、今回もいろいろ、派遣の問題もあったんですが、この予算書94ページの指定管理者委託に括弧して、職員派遣分って、今ちょっと説明したような気がするんですが、この1046万6000円というのは、これは具体的にかすみがうらFCに派遣をするということなんですか。具体的に仕事はどういうふうな仕事なんでしょうか。

○観光課長（猪俣直宏君）

第3セクターに派遣をすることことでございます。主な業務としましては、地域生産者の橋渡しを

スムーズに行う存在となり、より多くの商品を域外へ販売できる地域商社機能としての強化を法人で担っていただく、それを強化すること。また、ふるさと納税の商品の開発も進めていくという役割を担う職員でございます。

また県内外のイベント等において、本市の商品、ふるさと納税の返礼品も含めて、積極的にPRし、消費拡大につなげる。また、市の出資比率も上がりましたので、経営責任を負担する観点からも、会社の経営にも深く関わっていく存在として、予定しております。

○佐藤文雄委員

1人ですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

予定では1人を予定しております。

○佐藤文雄委員

何か話を聞くと、だからかすみがうらFCに行くわけでしょう。オールマイティーの人が行くみたいですね。あらゆることをオールマイティーでやるというような感じなんですが、そういうことですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

地域商社機能の強化、また本市のPRの強化、そして経営責任を負担する観点からも、経営に深く関わっていく存在として行く予定でございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○櫻井健一委員

予算書92ページのシティプロモーションなのか、0102に関するのがちょっと、サイクリングのほうに行っちゃうのかがわからないんですけども、デジタルスタンプラリーとか採用されているかなと思うんですね。つくば市とか。

これ、ちょっと今採用状況と、あとこれはプロモーションに関して、以前かすみがうらフェスタか何かで商品を出してやっていた経緯があると思うんですけども、今年度に関しては、継続があるのかちょっとお聞かせ願えますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

スタンプラリーにつきましては、参加者が少なかったということで、新年度は予定してございません。また、サイクリングのイベントにつきましては、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたがライドアラウンドといいまして、土浦市、潮来市、行方市、4市が連携してイベントを予定しております。

○櫻井健一委員

それで、今の結構県のほうの取組だったかと思うんですけども、アプリでヤマップというの入れて、デジタルスタンプラリーをさせて、それで景品を出すみたいなことの取組をやられているということなんですよ。先ほどは紙媒体で三ツ石森林公园ですか、そういったことも提案しましたけども、山登りするのに紙を持ってというのは結構大変なこともありますから、そういうスタンプラリーを絡めて、かすみがうら市の魅力配信につなげるようなことにもう一度、取組を見直したらどうかと思うんすけれども、いかがでしょうか。

○観光課長（猪俣直宏君）

来年度、雪入ふれあいの里公園の管理も市直営になりますので、今おっしゃられたようなことは、参考にさせていただきたいと思います。

○櫻井健一委員

あと、その点はお願いしたいと思いますが、次予算書 95 ページの 0102 サイクリングに関する経費で、休憩施設の施設整備で 797 万というところをちょっと詳しく教えていただけますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

かわまちづくり計画といいまして、国と県と市が連携して、サイクリングロード沿いに休憩所を整備していこうという計画でございます。来年度は加茂地区に、茨城県で休憩所を 1 つ整備する予定でございます。市としましては、安飾地区小津地区に、国が土盛りをして舗装まではしていただきまして、上物の東屋、ベンチ、その他サイクルラック等、あと看板等の整備を市が整備するという計画でございます。

○櫻井健一委員

そこの休憩場所でできること、どんなものが、整備ができるのかとか、タイヤがパンクしちゃったときの、工具なんかがあるとか、そういうところも教えていただけますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

土浦市地区の休憩所ですと、空気を入れる設備も整っておりますので、その辺は設計の中で検討していきたいと思いますが、基本的には東屋とベンチ、そしてサイクルラック、看板の整備で、小津地区というのは石岡市高浜地区方面を見ますと、筑波山の景色がものすごく良いところでございますので、選定した次第でございます。

○櫻井健一委員

景色が良いところを選定したということで、ゆっくり休むことが目的だということで理解しましたので、わかりました。ありがとうございます。

○櫻井繁行委員

予算書の 95 ページです。インバウンド事業に要する経費、先ほど課長から、水郷園完成による減で 90.2% の減ということだと思いますが、そういった中で、令和 7 年度市長の施政方針にもうたわっていましたけれども、インバウンド事業で、ゴルフ誘客というか、ゴルフ場にインバウンドを呼び込んでいく、しつらえをしたいというお話があつたんですけれども、その中で、まずプロモーションの委託と、あとパンフレットの作成業務、これは令和 7 年度どのように取り組んでいくのか。お伺いします。

○観光課長（猪俣直宏君）

まず、ゴルフ誘客のプロモーションにつきましては、茨城県も、韓国をターゲットにして誘客に力を入れていくという予定ですので、本市におきましても、それと連動しまして韓国誘客向けのパンフレット作成を考えており、水郷園につきましても、今月よりゴルフ誘客向けのプランを開始してございます。

プロモーションツールにつきましては、東京都池袋の東武百貨店に、期間は限定となりますがブースを設置いたしまして、本市の PR、ふるさと納税の商品の宣伝を、都内で実施してまいりたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員

職員の旅費を除くと、300 万円弱の予算計上だと思うんですけれども、これは費用対効果というほどのぐらいを見込んでいるんですか。例えばどれだけのインバウンドを呼び込むという KPI のようなもののはありますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

インバウンドの誘客数という KPI は設定していないのですが、インバウンドにつきましてはまだプロモーションが始まったばかりですので、まずは首都圏をターゲットに、誘客に力を入れつつ、県と連動したインバウンドプロモーションを進めていきたいと考えております。先ほどの東武百貨店の池袋駅に

つきましては、1日225万人の方が駅を訪れますので、そういったところでの宣伝に力を入れ、本市のPRをしていきたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員

どうしてこんな質問をしたかというと、先ほどもお話したように施政方針でも、明許を記載されたので、もう少し肝いりの事業なのかなという気がしていたのと、当初予算の概要書を見ると、ゴルフ場利用税交付金があるんですけども、これは実際考えると、令和6年度の当初予算より3.5%減なんですね。1億2000万円から3000万円、これが令和6年度当初予算なんすけれども、令和7年度とすると、1億1868万円ということで432万円減。何か、この辺が辻褄が合っていないような気がして、もう少ししっかり、だからKPIなんかも作りながら、せっかくやる事業だったら考えていって欲しいと思うんですよ。

特にかすみがうら市は、千代田カントリークラブとか、セゴビアゴルフクラブだとか、出島ゴルフクラブとか、霞ヶ浦ゴルフクラブ、ワンウェイゴルフクラブも一部かかるんでしょうけれども、PGM系列の素敵なゴルフ場もいっぱいありますし、海外の方を十分誘客できると思うので、そういったところもしっかり煮詰めながら、税収少ない中で、歳入としてやはりこのゴルフ場利用税なんかを、もう少し積極的な予算編成になるような、しつらえがあってもよかったですけれども、いかがでしょうか。

○観光課長（猪俣直宏君）

すみません、税収との連動をKPIで設定しなかったのは、誠に申し訳ないと思いますので、今後はこういうことを、視野をちょっと広くしながら、設定していきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

ぜひ、これから令和7年度始まりますから、せっかく都内まで動いてこういう誘致活動もするんでしょうし、しっかりと目標値を作っていただいて、それを上回るような目標達成に向けて、これからでも遅くないですから、しっかり令和7年度取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

おっしゃられたとおりだと思いますので、肝に銘じていきたいと思います。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○久松公生委員

予算書94ページですけれども、上から14節ですか、先ほど課長から自然環境整備交付金ということで、野外ステージ整備工事のお話ありましたけども、この補助率は何%というのと、あとは先ほど、座っているベンチも兼ねているという話だったんですが、これは大体公園のどの辺の部分に設置を予定なのか、お聞かせください。

○観光課長（猪俣直宏君）

自然環境整備交付金につきましては、補助率が45%が上限となっておりまして、例年、45%満額まではもらえていないのが現状でございます。令和6年度につきましては、約11%の補助率まで下がってございます。

おっしゃられた歩崎公園の野外ステージにつきましては、普段は、サイクリストが休憩所として活用しているウッドデッキと同じような機能を持つつ、イベント時にはステージとして活用できるような形で、交流センターの東側に設置を予定しております。また、この交付金は雪入ふれあいの里公園の、ネイチャーセンターのウッドデッキが大分老朽化しております。こちらの修繕と合わせたものでござ

います。

○久松公生委員

せっかくの交付金ですけれども 45%はもらったことがないということなんですが、今回の場合どのぐらいのことを見込んで、これ、やっぱり 45%を見込んでいる数字ですか。そういう考え方ですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

令和 7 年度の当初予算の歳入の金額につきましては、今年度の実績の率で計上してございます。

○久松公生委員

補助金ですので、もう目いっぱいもらえるだけもらって、申請してやっていただきたいと思います。

それからもう 1 つ、せっかくステージというお話をしたが、観光誘客とか、そういったイベント等も充実させるために、どんどんステージを使ったイベントとかを、1 年間通してやるとか、そういった集客のための計画とか、そういうのは合わせてあるんでしょうか。

○観光課長（猪俣直宏君）

今年度もゴールデンウィーク、また、秋の時期に、キッチンカーイベント等をしましたので、そういうときにも、ステージのような催しができるような施策を考えていきたい。来年度は整備で終わってしまうかもしれません、整備後は考えていきたいと思っております。

○久松公生委員

その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

それからもう 1 つ、予算書 94 ページ、95 ページに跨るんですけども、一番下の下段で、かすみがうら祭実行委員会補助金というのと、あゆみ祭り補助金というので、おそらくお祭りに対しての補助金だと思うんですが、この名前が違うので、これ、何か違いがあるんでしょうか。中身。

○観光課長（猪俣直宏君）

かすみがうら祭実行委員会補助金は、11 月 3 日に実施しておりますかすみがうら祭の補助金でございまして、あゆみ祭り補助金は、8 月 16…

[「すみません、言い方の違い」「指名してもらわないと」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員

名前が違くて、お祭りに対しての補助金かと思うんですが、この言い方の違いというか、この中身、これはお祭りに対しての補助金なんでしょうか。ただ言い方が違うという解釈でよろしいんでしょうか。

○観光課長（猪俣直宏君）

お祭りに対する補助金でございます。すみません、あゆみ祭りは実行委員会が漏れてしまっているかもしれません。あゆみ祭り補助金となっていますので、実行委員会に対する補助金でございます。すみません。

○久松公生委員

じゃあ、これはあゆみ祭り実行委員会補助金という理解でよろしいでしょうか。

○観光課長（猪俣直宏君）

はい。そういうことでございます。申し訳ございません。

○久松公生委員

その部分が気になったので質問させていただきました。

○櫻井繁行委員

ちょっと今関連なんですか、予算書 94 ページ、95 ページか。この 18 の、もちろんかすみがうら祭とあゆみ祭りの補助金なんでしょうか。微妙に差があるじゃないですか。これってどういっ

た内訳になっているのかご説明いただけますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

それぞれのお祭りの内訳は、それぞれの実施によって内容がございますが、あゆみ祭り実行委員会の補助金が少しきなったのは、花火の実施をする場所がなかなかできることから、昔のとおり台船を使って花火を上げようということで、台船の使用料も今回計上させていただきましたので、補助金額が増額したということでございます。

○櫻井繁行委員

もう市制誕生から20年経ちますから、霞ヶ浦地区、千代田地区なんて言う気はないですけれども、やはりもう少し統一感を持って、もちろん霞ヶ浦湖畔沿いも大事ですし、こちらの中心市街地を含める千代田地区も大事ですから、その辺はもちろんしっかり取り組んでいただいていると思いますけれども、令和7年度以降もしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、ぜひ、補助金については、補足資料で構わないので、内訳を出していただきて、今後の参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○観光課長（猪俣直宏君）

それでは、内訳は後日提出させていただきたいと思います。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○矢口龍人委員

帆引き船保存会の会長はどなたですか。

○観光課長（猪俣直宏君）

設楽委員でございます。

○矢口龍人委員

これ、議案審査に臨んでいてまずいことはないんですか。これ、会長ですよね、会長は、予算申請は会長名でしていると思うんですが、どうなんですか、そのところは。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

この帆引き船操業に要する経費には、所管替えで、産業経済部観光課に移りますけれども、今回この財政的な、この要求した時には、担当が生涯学習課になっておりますので、そちらで要求した内容となっております。当然、うちのほうも把握はしております。その会長が市議会議員になっているというところの関係については、例えば総務の担当であるとか、そういったところに、産業経済部で確認したという部分は、現時点ではございませんので、そういったところは、今後、観光課に所管が移行になるということですので、十分に確認をしておきたいと考えております。

○矢口龍人議員

いや、この公的な予算の中で、会長が、議員がやっているということが、公平公正さを保てるのかどうなのか。法的に問題、法令、条例に触れていないのか、お答え願います。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩します。

[午後 3時18分]

○岡崎 勉委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時32分]

先ほどの件の答弁をお願いします。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

先ほどの質問のお答えをいたします。

先ほど、提示された件につきましては、政治倫理条例上の可否の判断が、現時点ではつきりとしない部分がございますので、予算のほうは、計上はさせていただいておりますけれども、執行については、その辺の判断がはつきりした後に、行うというようなことで進めてまいりたいと考えております。

○矢口龍人委員

ただいまの件ですけれども、政治倫理条例の中で、議員が政治倫理基準または厳守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、議員定数3分の1以上の議員の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができるということになっておりますので、私たちは法律家じゃありませんので、法的に抵触するかどうかは分かりませんので、議員倫理審査会に諮っていただきたいと思います。

○岡崎 勉委員長

ただいま、矢口委員から、ただいまの予算の件につきましては…

[「暫時休憩で議運だよ。議運でやって」「いや、でも」「ここでいいよ」と呼ぶ声あり]

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時34分]

○岡崎 勉委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時52分]

続きまして、質問がありますので、指名いたします。

○塚本直樹委員

予算書92ページの、シティプロモーションに要する経費の中の、広告料200万円と計上されているんですが、この内訳、Web広告が入っているのか、SNS広告が入っているのかとか、ちょっとその点をお伺いできればと思います。

○観光課長（猪俣直宏君）

お答えいたします。

ふるさと納税増加のためのSNSの広告、また、バナー広告、先ほど申しました東武百貨店でのブースでのデジタルサイネージを活用した広告等の費用で、200万円を計上させていただいております。

○岡崎 勉委員長

ほかに質疑ございませんか。

○小座野定信委員

予算書の94ページ、95ページ、かすみがうら祭実行委員会補助金、1025万円。あゆみ祭り補助金1186万円。先ほど中身を聞きますと、花火が陸地で上げられないので、台船を作るということですね。なんでそこまでしてあげる必要あるのか。これが1つ。

もう1つ、かすみがうら祭、これ、去年から芸能人なくなりましたよね。なんでなくなったんですか。この2つ、答弁お願いします。

○観光課長（猪俣直宏君）

あゆみ祭りにつきましては、8月16日の非常に暑い時期ですので、夕方からの盆踊りとか、夜になってからの花火、こちらに力を入れていきたいなと思いまして、ただ、今年度もそうなんですが、花火を上げるところにちょっと大分苦慮したところもありまして、昔やっていたとおりの台船で上げてみようということで計上させていただきました。

かすみがうら祭につきましては、昨年度から今年度にかけて、予算が約200万円以上減となってしま

い、委員がおっしゃられたような芸能人を呼ぶという予算が、ちょうどそのぐらいの予算が削られてしまいまして、地元の方を公募しながら、ステージ舞台をやった次第でございますが、今年度につきましては、その部門…

○小座野定信委員

この予算と今の答弁聞く限り、その筏を組むから、かすみがうら祭の芸能人を省いて、そっちは花火のほうに力を入れたと言わんばかりの答弁だよね。先ほども言いましたけれども、今市内で行われているイベントはほとんど霞ヶ浦地区なんですよ。

千代田地区、第1常陸野公園の管理棟もなくなりました。第2常陸野公園、あそこはエバラ食品工業株式会社に貸し出します。千代田公民館なくなりました。旧志筑小学校の跡地を今度、とんでもないほうに公民館持ってきました。千代田庁舎、ここを今度、ワンダーグーのところに持ってきます、窓口を。過疎地域じゃん、これ。こんなことをやって通用すると思うか。片方、花火上げるところに苦労したから筏組む、ふざけんじやねえよ。幾らかかるんだよ、筏。その芸能人の金を持っていったんだろう。違うか、部長。どうよ、こんなこと許されないぞ。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

花火の台船の費用について、かすみがうら祭から移行させたということではございません。両祭りとも昨年度同様の内容で、花火を上げるというのは、同じなんですかけれども、ただ、打ち上げ場所がなくなったというか、大変危険な場所なので、台船という部分が余計に上昇していますけれども、それ以外は物価上昇分を、台船費用として200万円ほど計上しています。

○小座野定信委員

今の答弁に全部答えあるでしょう。かすみがうら祭の芸能人の200万円ちょっとのお金を削りましたと、何で削ったか。あゆみ祭りの花火を上げるための台船が欲しいんだよと。だからでしょう。どんどん千代田地区の、建物やイベントごとをどんどん削りとっているわけでしょう。

いや、先ほど櫻井繁行委員から合併して20年経った、旧出島村も旧千代田町もないというけれども、余りにも差がありすぎる。違うか。そう思いませんか。

いや、台船200万円はいいよ、これはいいよ。こっちのじゃあ200万円くっつけろよ。あと、芸能人。去年のかすみがうら祭の参加、集まった方、がらがらだよね、がらがら。一昨年と比べると、はるかに人が減っていると思いませんか。清水エコファームが横浜の中華街から40万円かけて、獅子舞を。始まるタイミングがちょっと遅くなつたので人が散らばつた後だったけれども。

そういうふうに、上げる場所に苦慮したからその筏を組んで筏の上でやる、何言っているんだよ、とんでもないよ。苦慮して上げろよ。こっちが苦慮して、こうやって、個人的なポケットマネーでお祭り盛り上げているんだから、筏組たけりや自分らで組めよ。だろうよ。片方を減らす、片方を増やす、ふざけんじやねえよ。

本当によ。馬鹿にしてっぺよ、これ。違うか。

○岡崎 勉委員長

これは、ちょっと職員で判断できないと思うんだけれども、もう一度部長から一言言って終わります。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

各地区によるイベントの数につきましては、委員からいただいたご意見を参考に、今後千代田地区においても、新たなイベントを考えていくなど、検討を加えてまいりたいと考えます。

それとかすみがうら祭につきましては、昨年度芸能人なしという形で、子どもたち中心の祭に変えております。上棟式だとか、中華街の踊りとか、ある程度誘客の、ステージの時間とかも、人の集ま

りなんかも工夫しながら、令和7年度の祭については、ステージの内容も充分に検討を加えさせていただきながら、祭の企画は実行委員会の中で検討を進めてまいりたいと考えます。

○岡崎 勉委員長

そういうことでよろしくお願ひします。

○小座野定信委員

このかすみがうら祭の芸能人、これは必ず呼んでください。強く要望します。旧出島地区、旧千代田地区、差をつけないように。もともとあゆみ祭りなんていうのは、400万円ぐらいでやってたんでしょう。400万円ぐらいで、年間予算を。もうそれが年々、どんどん合併したら大きくなっているよね、これ。違いますか。

だから、その辺を、公平にするなら公平にするように。片方をどんどん増やして片方をどんどん減らすってやり方がおかしいと言っているんだよ。これ、充分に要望して終わります。

○岡崎 勉委員長

貝塚裕行君、最後に一言だけ。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

ただいまいただいたご意見、ご要望、充分検討してまいりたいと思います。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑を終結したいと思いますがいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結させていただきます。

次に、議案第38号のうち、保健福祉部健康増進課の所管に関わる部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

議案第38号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算につきましては、健康増進課長よりご説明申し上げます。

○岡崎 勉委員長

それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

議案第38号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）のうち、健康増進課所管分についてご説明申し上げます。

歳入についてご説明いたします。

議案集68ページをお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金です。新型コロナワクチン接種事業費補助金 2555万5000円減額です。

当初、接種率を53%で見込んでおりましたが、実績状況を勘案し、接種者の見込みを30%としたためです。

次に、歳出についてご説明いたします。

議案概要書は37ページ、29番目。議案集76ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、0205新型コロナワクチン接種に要する経費 2391万5000円です。

こちらは、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金と接種対策確保事業費国庫補助金の返還金です。

続いて、議案概要書 37 ページ、30 番目。議案集 76 ページ。

4 款 1 項 2 目予防費、0102 法定予防接種に要する経費 3479 万 3000 円の減額です。

内訳としましては、新型コロナウイルスワクチンの接種率を、当初は 53%で見込んでおりましたが、接種状況を勘案し、接種率を 30%で見込んで減額するものです。

議案概要書 37 ページ、31 番目。議案集 76 ページ。

4 款 1 項 4 目母子保健事業費、0102 不妊治療費助成に要する経費 180 万円の減額です。

令和4年度から不妊治療費が健康保険対象となったことから、市補助金は保険対象外となる不妊治療費分を、前年度の実績を考慮し、当初 235 万円、47 件分を予算措置しておりました。しかし、移行時期だったこともあり、予算見込みより申請が少なかったために減額するものです。

続いて、議案概要書 37 ページ、32 番目、議案集の 76 ページ。

4 款 1 項 4 目母子保健事業費、0104 出産子育て応援に要する経費 344 万 1000 円は、令和4年度、令和5年度の出産子育て応援交付金、国庫補助金の返還金です。

議案概要書 38 ページ、33 番目。議案集 76 ページ。

4 款 1 項 5 目保健センター費、0101 保健センター管理に要する経費につきましては、今年度解体しました旧霞ヶ浦保健センターの光熱費を 34 万円減額するものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言願います。

○佐藤文雄委員

不妊治療の件ですが、235 万円をマイナス 180 万円で、何か 47 件を予定していたのが、幾つに変更するんですか、何件ですか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

お答えいたします。

現在、4 名の実績となっておりますので、そちらが減額となります。

○佐藤文雄委員

235 万円で、47 人と最初言わなかったか。予算だよ。で、47 人が対象だって。47 人じゃない、4 人なのか。ごめんなさい、それ確認。何人ですか、最初は。

○健康増進課長（渡邊有美君）

お答えいたします。

令和6年度当初は、特定不妊治療費助成を 47 件で見込んでおりましたが、健康保険対象外となる治療を実施したケースが、今年度4名で、少なかったということで減額させていただきます。

○岡崎 勉委員長

佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第39号のうち、保健福祉部の保健増進、健康増進課所管に係る部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

議案第39号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましても、健康増進課長よりご説明申し上げます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

議案第39号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）のうち、健康増進課所管分について、ご説明申し上げます。

議案概要書42ページ、議案集89ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費、0101 特定健康診査等に要する経費、特定保健指導委託 254万9000円の増額です。

こちらは、昨年度から実施した特定健康診査受診勧奨事業や、特定保健指導未利用者事業などの効果もあり、特定保健指導を利用する方が増加したことに伴う委託料の増額です。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第39号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑がすべて終了いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号のうち、保健福祉部健康増進課の所管に関わる部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

議案第42号 令和7年度かすみがうら市一般会計予算、健康増進課分につきましては、同じく課長のほうより説明申し上げます。

○岡崎 勉委員長

それでは説明を求めます。なお説明を簡潔にお願いします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

議案第 42 号 令和 7 年度かすみがうら市一般会計予算、健康増進課所管分のうち、増減があった主なものについてご説明申し上げます。

歳入についてご説明いたします。

まず、予算書 19 ページをお願いいたします。

15 款 2 項 2 目 3 節、子ども・子育て支援交付金、説明欄の下から 2 番目、利用者支援事業、妊婦等包括相談支援事業型 338 万円です。また、予算書 20 ページ、15 款 2 項 3 目 1 節、保健衛生費補助金、説明欄の一番上、妊婦のための支援給付費補助金 172 万 9000 円です。

こちらは、令和 6 年度の出産子育て応援給付金事業が制度化され、妊婦等包括相談支援事業として位置付けられたための補助金となります。補助率は、利用者支援事業及び妊婦のための支援給付費補助金ともに 2 分の 1 です。

次に、予算書 23 ページをお願いいたします。

16 款 2 項 2 目 5 節子ども・子育て支援交付金、説明欄の上から 2 番目、利用者支援事業、妊婦等包括相談支援事業型 169 万円、及び 16 款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金、説明欄の一番上、妊婦のための支援給付費補助金 86 万 4000 円は、先ほど説明しました県分の補助金です。補助率は 4 分の 1 です。

次に、歳出についてご説明いたします。

事業概要説明書 31 ページ。予算書 76 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目 0203 休日緊急医療対策に要する経費について、247 万 4000 円、前年度比 19% ほど増加しております。

こちらは、令和 6 年 7 月から再開しました石岡市緊急診療業務における運営費の市負担金、予算書の説明欄にあります石岡市緊急診療負担金分となります。

続いて、事業概要説明書 32 ページ、予算書 76 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目 0101 法定予防接種に要する経費です。

こちらは令和 6 年度から、新型コロナウイルスワクチンが定期化されたこと及び、令和 7 年度より新規で定期化される帯状疱疹ワクチン接種費用の助成が開始されることに伴い、4831 万 7000 円、前年度比 55.1% 増となっております。

事業概要説明書 34 ページ、予算書 79 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 4 目 0104 妊婦のための支援給付に要する経費です。

妊婦等包括相談支援事業として位置付けられたため、令和 7 年度、出産子育て応援に要する経費から、妊婦のための支援給付に要する経費での支出となります。ただし、令和 6 年度中に出生した児の養育者で、令和 7 年度に給付申請があった場合は、令和 6 年度の出産子育て応援に要する経費を繰越明許いたしますので、子育て応援給付金として支出いたします。

事業概要説明書 35 ページ、予算書 79 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 5 目 0101 保健センター管理に要する経費については、令和 7 年 6 月、データ標準レイアウト改版に伴う健康管理システム改修事業の委託料が増額となっております。

同じく、事業概要説明書 35 ページ、予算書 80 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 5 目 0102 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費は、令和 7 年 3 月で指定管理が終了し、市直営となるため、1710 万 9000 円、前年度比 29.8% 減額となっております。

続きまして、予算書 63 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 8 目後期高齢者医療のうち、0101 後期高齢者保健に要する経費 3594 万 7000 円が当課所管となっております。令和 6 年度は 3284 万 6000 円で、9.4% 増加しております。

こちらは、後期高齢者の増加に伴う後期高齢者人間ドック補助額の増額となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

妊婦に対する、何かいろいろ国とか県とか、そういうのが多くなっているように思うんですが、本市の、例えば令和 6 年度は結果はわからないと思いますが、令和 7 年度どのぐらいを見越しているのかはわかりますか。子どもの出生です。

○健康増進課長（渡邊有美君）

今回の議案第 42 号の令和 7 年度かすみがうら一般会計予算資料の補足資料に載せさせていただいているところです。数年前からお話をしますと、令和 3 年度が母子手帳が 203 件、出生が 186 人。令和 4 年度が母子手帳交付が 159 件、出生が 178 人。令和 5 年度が、母子手帳交付 185 件、出生が 158 人ということで、令和 6 年度も同様の、令和 5 年度ぐらいの見込みではいるので、母子手帳が 200 件弱、180 件前後で、出生数も 160 人前後で見込んでおります。

○佐藤文雄委員

はい了解です。

○櫻井健一委員

母子手帳の件なんですけれども、今母子手帳のアプリみたいなのもあると思うんですけれども、そのアプリの採用は本市はどうなっているんでしょうか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

お答えします。

先日、業者からのプレゼンをいただきまして、かすみがうら市としましても、デジタル化というところで、今検討していくという段階です。いつ、どのような形で取り入れていくかはちょっとまだ未定です。そのような状況になっております。

○櫻井健一委員

導入は未定ということで、何かこう母子手帳が形になっている、残らないとか、いろいろ問題が今あるので、いろんな選定材料があると思いますけれども、その後の経過がありましたらまた教えてください。

○健康増進課長（渡邊有美君）

随時経過報告しながら調整していきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○岡崎 勉委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 43 号のうち保健福祉部健康増進課の所管に係る部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

議案第43号 令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算、健康増進課所管分につきましては、課長より説明申し上げます。

○岡崎 勉委員長

それでは説明を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

議案第43号 令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算、健康増進課所管分についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算書143ページをお願いいたします。

4款1項1目2節特別交付金です。説明欄のうち一番下、特定健康診査等負担金942万2000円です。特定健診の実施者数に応じ、国分も含め、県から交付されるものです。受診者数の実績に沿って計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書149ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費、0101特定健康診査等に要する経費3552万2000円です。特定保健指導の実績に沿って計上したため、事業全体で、前年度から129万3000円増額となっております。

同ページ5款2項2目疾病予防費、0101疾病予防に要する経費、1320万円です。

補助実績に沿って計上したため、前年度から195万円ほど増額しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

特定健康診査の負担金が、実績に基づいてやっているのかどうかわかりませんが、国民健康保険の加入者の何%を見込んでいらっしゃるんですか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

お答えいたします。

対象者が大体6,000人で受診者2,340人を見込みまして、受診率としましては39%を見込んでおります。

○佐藤文雄委員

基本的に目標値というのは持ってらっしゃるんですか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

計画では、もうちょっと多いところで、50%、60%の受診率を持っております。令和7年度としましては、受診率、まず39%、40%ぐらいを目標にしております。

○佐藤文雄委員

これは伸びている傾向があるんですか。このデータはありますか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

令和2年度からの実績を手持ちで持ってきてているので、そちら、口頭でお答えでよろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員

はい。口頭でよろしいです。

○健康増進課長（渡邊有美君）

令和2年度が25.2%、令和3年度が32.3%。令和4年度が33.8%、令和5年度が38.1%。令和6年度は、まだ実績が出ていないので、今手元に実績が入ってきてている部分で26.7%、令和7年度は39%を目標としております。

○佐藤文雄委員

これは人間ドックも入っているんですか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

人間ドックも、この特定健康診査等に入りますので、入っております。

○佐藤文雄委員

わかりました。

○岡崎 勉委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

国民健康保険が、連続して上げられているということもあります。ホームページで出されているモデルが、夫42歳で営業所得が250万円、妻38歳で、18歳以下の子供1人。3人世帯の場合、幾らかということで、ホームページを見ますと40万8200円。これは、いわゆる所得に対して、約2倍近い負担になっているという点では、これを何とかしなくちゃいけないと私は思うんですが、これはやはり、一般会計からの補填も必要だと。つまり、介護保険の準備基金なんかも活用すべきだと思います。実際に国民健康保険の保険準備基金が意外と減っていないという現状があるかなと思います。そういうことと、やはり短期保険証の発行も、聞いてみると、約10%の方が短期保険証でやっているという現実があると思います。

そういう意味では、払える国民健康保険ということを目指していくべきじゃないかなと思って、反対とします。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

本案は異議ありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡崎 勉委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 かすみがうら市手話言語条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第13号 かすみがうら市手話言語条例の制定については、社会福祉課山口課長から説明をいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは説明を求めます。なお説明は簡潔にお願いします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、議案第13号 かすみがうら市手話言語条例の制定について説明させていただきます。

議案概要書は3ページ、議案集は6ページから8ページをお願いいたします。

手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する施策を推進し、ろう者以外の者が互いに支え合い、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すため、条例を制定するものです。

本条例の構成につきましては、前文、目的、基本理念、市の責務、市民などの役割、施策の推進となります。本市を市民で取り組みます主な施策の推進としまして、まず1点目ですけれども、手話に対する理解の促進及び、手話の普及を図るための施策としまして、教育現場において、手話と接する機会の提供や、本市職員向け研修や、市民向けの講座を開催するなど、市民などが手話を学ぶ機会の確保に努めるものでございます。2点目としまして、手話による情報取得の機会の拡充に関する施策として、窓口来庁者が手続きや相談がスムーズにできるよう、遠隔手話通訳サービスを、もうこれは既に、本年の2月に導入しております。手話を使いやすい環境づくりに努めるものでございます。さらに3点目としまして、手話による意思疎通の支援に関する施策としまして、災害発生時の避難所における情報提供にあたっては、手話通訳士などの派遣や、ろう者に理解しやすい文字情報など、こちらは指さしボードを、こちらは既に、市内の避難所には設置させていただいております。情報提供を行うなど、合理的配慮に基づいた支援を講ずるよう努めるものでございます。

説明については以上となります。よろしくお願いします。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○矢口龍人委員

これ、県内の自治体では、どのぐらい条例化をやっているんだか、ご指導いただけますか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

矢口委員の質問にお答えします。

すでに県内、茨城県をはじめとしまして、県内市で制定されている自治体につきましては、5市になっております。

○矢口龍人委員

それと、障害者の数、障害者手帳の交付状況と、聴覚障害者は何人いるのか、ご指導いただけますか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

矢口委員の質問にお答えします。

まず、障害者手帳を持っている人数ですけれども、令和4年度の市の統計に報告している数値ですけれども、聴覚障害者は91名が聴覚という、聴覚、言語、あと平均障害ということで、手帳を取得しているような状況でございます。

[「あと総数。障害者手帳」と呼ぶ者あり]

○社会福祉課長（山口浩史君）

大変失礼しました。総数ですけれども、1,244名の中で、聴覚障害者が91名ということでございます。

○矢口龍人委員

そうしますと、今、手話、通訳ということですけれども、この聴覚障害の方でも、手話ではなくて、筆談とか、あと、それから字幕とか、あと、音声認識技術などを利用している方も多いと思うんですよ。どっちかというと今そっちの方のほうが多いんじゃないのかな。どうなんですか、そこ。

○社会福祉課長（山口浩史君）

矢口委員の質問にお答えします。

手話が必要な方というのは、生まれつき音声言語、日本語を習得する前に、重度の聴覚障害を患ってしまった方が主ですので、そういう方はなかなかコミュニケーションをとる中で、筆談とか、そういう、相手の口の動きを見ての、言葉を察知するということが困難ですので、そういう中では、ろう者の方につきましては、私たちが音声言語を使用しているように、手話が言語というようなことになっているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○矢口龍人委員

そうすると、先ほどおっしゃった聴覚障害者とか、平均障害の方が91名ということで、その中で何人ぐらいおられるんですか、手話じゃないと伝わらないという方は。

○社会福祉課長（山口浩史君）

矢口委員の質問にお答えします。

この91名の方の中で、手話でないとその意思疎通が、コミュニケーションも含めまして図れるかどうかというのは、把握が申し訳ありませんがしていないような状況でございます。

○矢口龍人委員

結局、この条例の中にもあるように、教育関係とか、それから、市役所の職員もとか、手話を取り入れるとなると、大変な財政負担だと思うんだよね。これ、その辺の見積は上がっているんですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

まず、教育部門につきましては、ボランティア団体が、中学校につきましては、手話を学ぼうというところで、授業の一環で実施しているということは、把握をしております。それと、職員向けについての研修につきましては、今回令和7年度の新年度予算で追ってご説明をさせていただくところでございますが、手話研修講師謝礼ということで、12万1000円、予算を計上させていただいているような状況でございます。

○矢口龍人委員

はい。いいです。わかりました。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○小座野定信委員

本年2月から手話ができる人を窓口に置いてあるということですけれども、何人ぐらい、ここ1か月、2か月ぐらいで、見えてますか、手話が必要な方が。

○社会福祉課長（山口浩史君）

遠隔操作でして、タブレット端末を通じましてアクセスしますと、相手側が、手話通訳者の方がいまして、来庁されたろう者の方と通訳をするんですけれども、社会福祉課に来た中で把握しているのは2

名でございます。

○小座野定信委員

障害者、先ほど千二百何人いるということですよね。耳だけじゃないと思うんですよね。あと見えない方、自分の体を自由に動かせない方、あと、精神的な疾病のある方と、いろいろと思うんですよ。

そういう、いろいろ何人もいる、障害者手帳の方に、一つ一つこういうふうに、例えば手話を学びましょうとか、例えば車椅子作るのに補助金を作りましょうとか、車椅子の条例を作りましょうとか、目の見えない人に横断歩道、点字ブロックを全部つけましょうとかって、全部、各障害者ごとの条例を作っていく気か。

○社会福祉課長（山口浩史君）

小座野委員の質問にお答えします。

そこまで、各それぞれの障害の部分に対して条例を作る予定ではありません。かつ、今回、この手話言語条例につきましては、やはり障害者の上位法であります、障害者基本法という中で、障害者の方の意思疎通、コミュニケーションを図る中で、手話が言語だというところがうたわれていますので、そういうところも踏まえまして、今回条例の新規制定を、させていただいたような状況でございます。

○小座野定信委員

あと確かに、あの補聴器、骨伝導というの。補聴器の補助金も確かにあったよね。それで間に合わないのか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

補聴器につきましては、難聴という部分での補聴器の助成はあるんですけども、難聴とか補聴器というのは、もともと耳が聞こえない方ではなくて、今まで聞こえていた方が何らかの疾患によりまして、病気で聞こえづらくなってくる、もしくは高齢になっていくことに伴いまして、聞こえなくなっていくというところでございます。

○小座野定信委員

でも、この障害、今言ったようにこの上位法の中に、この手話という文言が入っていると。後の障害に対しては、そういう文言が入っているやつはないのか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

そのほかの障害というよりは、すべての障害者はということで始まりまして、可能な限り言語、手話を含むその他の意思疎通のための手段というところで、この手話も含めて意思疎通が図れるその選択の機会が確保されるようにということで、障害者基本法ではうたっておりますので、今回制定したいというところで、取り組んだような状況でございます。

○小座野定信委員

その基本法でうたっているんだったら、別に条例なんかなくてもいいでしょ。必要ないと思うよ、俺。

例えば、本当に気の毒なことに、耳が生まれつき聞こえないという人が、議会を傍聴したいというときには、手話をやる人を議場に入れるのか。いや、そういうことあったよね、何年か前に。手話の人を入れて、確かに一般質問か何かのときにやったと思ったんですよ。そういうことになるわけか。あと、例えばその手話の人を専門に、日当で雇うとなると幾らぐらいのお金がかかるのか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

制定している自治体に、行政の部分で、市長の記者会見とか、あとは議会とか、あと市が主催する事業の中で、手話通訳者を取り入れているか否かという調査を事前にした中では、議会の部分につきましては、取り入れている自治体はないというような回答。一般質問とか、議場の中に通訳者を入れている自治体はないというようなことで、回答をいただいておりますので、条例制定を仮にした場合には、私どものほうでも、その辺は他の自治体に習うような形で、議会事務局と調整をしていきたいと考えています。

○小座野定信委員

結論、途中ですが言いますと、この条例は必要ないよね。上位法でも手話も含めるということをうたってあるんだから。それに、その下、条例で、また、上位法で言っているんだから、それを別に、これ、制定する必要はないと思いますけれども、どうですか、部長。

○保健福祉部長（羽成英明君）

ご意見として、そういうご意見があると思います。

ただ、市としましても議会で条例の請願が出て進めているところでございますので、市でもそれに合わせて条例を制定しましょうというような動きの中で、提案をさせていただいているような内容でございます。説明にはなりませんが、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○矢口龍人委員

私は反対の立場で討論をしたいと思います。

先ほどいろいろお話をございましたように、これ、障害者基本法とか、障害者差別解消法等によって、手話言語条例で定める目的や理念はきちんと担保されているので、それ以上に条例まで制定するということになると、財政的な部分も非常に大きいと思います。ですから、今本当に財政難だと言っておって、教育費を削ったりなんたりしているんだから、もうちょっとよく、しっかりと審査していただいて、そういう中から、また、県内でも5市しか条例化していないということですね。だから、その辺のところも、もう少しやっぱり、しっかりと調査していただいた上で、また提案してもらいたいなということで、私は反対をさせていただきますので、議員諸侯のご賛同をよろしくお願いします。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○小座野定信委員

私も反対の立場から討論いたします。

やはり、今矢口委員からあったように、上位法でもうたわれていると。しかも窓口にそういう方が来て対応できるようなことで、もう2月からすでに始まっていると。もう始まっているんだからそこで充分なわけです。この条例までは必要ないと思います。どうか議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

それでは採決をいたします。本案は異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○岡崎 勉委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 27 号 かすみがうら市地域福祉センター・やまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第 27 号 かすみがうら市地域福祉センター・やまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、社会福祉課山口課長からご説明いたします。

○岡崎 勉委員長

それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、議案第 27 号の説明をさせていただきます。

議案概要書は 17 ページ、議案集は 32 ページ、33 ページをお願いいたします。

かすみがうら市地域福祉センター・やまゆり館での足湯コーナー事業において、やまゆり館全体の利用者のうち、足湯の利用者が少ないと、また、足湯に係る光熱水費等について、請求書などから積算した結果、年間経費としまして約 64 万円がかかっていることが判明しました。このため、経費削減を踏まえまして、令和 6 年度をもって足湯コーナーの事業を廃止し、足湯に係る条例の項目を、削除するため、この条例を制定するものでございます。

また、令和 7 年度予算では、今年度末で指定管理契約期間が 5 年を迎えることから、契約終了になることから、令和 7 年度より直接市管理としますので、より効果的かつ効率的な企画運営管理を考えてございますので、後ほど新年度予算のほうで説明をさせていただきたいと思います。

条例の制定については、説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言願います。

○櫻井健一委員

やまゆり館の足湯をやめた後の場所ですとか、その機械なんかの撤去なんかはどういうふうになつているんですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

まず、足湯の場所の今後の利用につきましては、健康づくりコーナーとサッシ 1 枚で繋がっていることから、隣接する健康づくりコーナーの利用者を見ていますと、ランニングマシンとか機器を使った後のクールダウンをする場所がないものですから、そちらのクールダウンする場所に、当初、活用してお

りまして、本格的に利用の部分については検討していきたいと考えております。

また、設備につきましては、給湯器のボイラーがあるんですけれども、こちらにつきましては、2機ありますて、そのうち1機が施設内の給湯を使う部分でございまして、もう1機の足湯で使っている部分を取り外すのがなかなか困難なことから、そのまま機械室のほうに設置をしておきまして、また、循環させている器具につきましては、撤去となりますと費用がかかりますので、利用は停止しますけれども、器具はそのまま置いておくというようなことで現在考えているような状況でございます。

○櫻井健一委員

クールダウンしちゃったら体冷めるような場所って、何も作らないんですか。これ、シャワールームとかがないんですけれども、このボイラーとかを使って、シャワー施設なんていうのは考えていないですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

シャワールームにつきましては、トレーニング、健康づくりの器具の西側に男女別々1部屋のシャワールームは設置されています。その利用頻度につきましては、夏場なんですけれども、今現在指定管理者がいますので、そちらから聞きますと、月に数名ということで報告はいただいているような状況でございます。

○櫻井健一委員

ということは、そのボイラーは1つで今あるシャワールームは賄えているということなんでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

櫻井健一委員お見込みのとおりです。

○岡崎 勉委員長

よろしいですか。

○櫻井健一委員

霞ヶ浦コミュニティセンターのお風呂がなくなってしまったとか、災害時の体を洗う場所としての確保というのがすごく手薄になってしまっている状態に見受けられますので、そのボイラーを外さないのであれば、災害時のために使えるようなことも想定して、何か考えていただけるといいのかなと思うので、今後ちょっと撤去しないのであれば、活用法として何か活かせることを考えていきたいと思います。

○社会福祉課長（山口浩史君）

櫻井健一委員の質問に対しまして、やまゆり館は福祉避難所となっておりますので、そういう点では、もし有事の際にはそういう形で使用できるような形で検討してまいりたいと思います。

○久松公生委員

経費削減とか利用者の減少ということで、文教厚生委員会でもこの報告がありました。改めて確認したいんですが、この利用者等はどのぐらいの利用があったんでしょうか、わかれば教えていただきたいと思います。

○社会福祉課長（山口浩史君）

令和5年度の実績値になります。健康づくりトレーニング室を利用した方が足湯を使った人数なんですけれども、令和5年度で健康づくりコーナーの利用者が1万2088名で、そのうち足湯を使った方が、延べ人数になります、5,666名おります。この受付名簿から、その延べ人数を算出しまして、そこから実際に実人数を調査した結果、245名ということあります。また、足湯単体で利用された方の、令和5年度の実績になりますが、全体で340名おりまして、うち市内の方の延べ人数が282名おりまして、

実利用者数、実際にその1人が毎日来たりとかしています部分もありますので、実利用者数は95名となります。この中で、この足湯のみに来る年齢的なものの内訳で言いますと、95名のうちの69名が、16歳未満の、小学生とかが、館内フリーWi-Fiとか、そういうインターネットの環境が整っていますので、そういうところに来まして、100円かかってしまうんですが、100円を払って足湯に浸かっていっているところなんですが、管理者からすると、結構足で水遊びになってしまったりとかというところで、多々注意はしているという状況がございます。

○久松公生委員

今、実人数95人っていう話で、その中でも小学生以下ということで69人ということは、26名の方が常時、というような数字になってくるかと思いますが、そういったことを含めて廃止するというところで、足湯に対してのアンケートとか、その足湯の状況とか、そういったことはお調べになつたんでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

実施しておりません。

○久松公生委員

いろんな面からも、コスト面とその人数面でこういう決断をしたと思うんですが、今後その場所であってもやっぱりそのコミュニティなり、足湯同士で入っている人同士が、あったのかと思いますので、そういう場所でもあると思いますので、社会福祉の面とか子育ての面からも、よりよい、その跡地利用というか、その場所の利用を考えて欲しいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

久松委員からありました内容を踏まえまして、所管の課としても検討してまいりたいと思います。

○岡崎 勉委員長

ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり、可決するべきものと決定しました。

次に、議案第28号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第28号につきましては、子育て支援課長から説明をいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは説明を求めます。なお説明は簡潔にお願いします。

○子育て支援課長（関 克明君）

それでは議案第28号の条例の一部改正につきまして補足をさせていただきます。

議案概要書は18ページをお願いします。議案集は34ページから38ページとなっております。

家庭的保育事業者等、こちらは0歳から2歳児の受入施設でございまして、この施設におきましては、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受入先の確保におきまして、連携協力を行う保育所、または、認定子ども園などの連携施設を適切に確保しなければならないとされておりますが、連携施設の確保が困難であって、適切な支援ができると認める場合には、連携施設の確保をしないこととすることができる措置でございます。さらには、その連携施設の確保をしないこととすることができる措置を、経過措置として5年間延長するものでございます。

また、栄養士法が改正され、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を取得したものでなければ受けことができなかつたところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりました。このことにより、児童福祉施設の基準等に関する要件として、栄養士を配置することを求めていましたが、今後は栄養士免許を取得していない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう改定となったものでございます。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは子育て支援課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

何となく手抜きのような感じがしますが、いかがですか、これ。

○子育て支援課長（関 克明君）

手抜きではございません。この連携施設が確保されなくても経過措置がございますので、5年間は認められるということでございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第29号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

ここで、部長のほうから、何か追加資料があるということなので、それをお願いします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第 29 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をする前に、資料を追加で配付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

[資料配付]

○岡崎 勉委員長

それでは、ちょっと途中なんですが、以上で本日の日程は全部終了いたしました。次回は本委員会を…

[「追加資料を説明してもらおうよ」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

追加資料、説明できるか。

[「そうすると」「議案入っちゃう」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

議案、別だから。明日お願ひします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

はい。この内容については、明日、説明させていただきたいと思います。

○岡崎 勉委員長

お諮りいたします。

本日の委員会はこの日程をもちまして終了といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

なお、次回の委員会は、3月7日午後1時からでお願いします。

この全員協議会室で引き続き審査しますので、ご協力お願ひします。

散 会 午後5時07分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 岡 崎 勉